

令和7年

総務委員会会議録

とき 令和7年2月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年2月25日(火) 午前10時00分～午後4時57分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長	こしば 新	副委員長	新妻 さえ子
	委員	まつざわ 和昌	委員	大倉 たかひろ
	委員	石田 ちひろ	委員	須貝 行宏
	委員	松本 ときひろ	委員	西本 たか子

出席説明員	堀越 副 区 長	久保田 企画 経営 部長
	崎村 企画 課 長	吉岡 政策 推進 担当 課 長
	井添 S D G s 推進 担当 課 長	加島 財 政 課 長
	長尾 施設 整備 課 長	横田 デジタル 推進 課 長
	西澤 D X 戦略 担当 課 長	佐藤 経 理 課 長
	吉野 税 務 課 長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)	柏原 区 長 室 長
	勝亦 総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)	石井コンプライアンス推進担当課長
	與那嶺 戦略 広報 課 長	木村人権・ジェンダー平等推進課長
	宮尾 人 事 課 長	大串 会 計 管 理 者
	今井選挙管理委員会事務局長	高山 監 査 委 員 事 務 局 長
	大澤 区 議 会 事 務 局 長	北原 河 川 下 水 道 課 長
	荒木 学 校 施 設 担 当 課 長	

○午前10時00分開会

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、議案審査に際し、河川下水道課長および学校施設担当課長にもご同席いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

本日は、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

また、本日は議題が非常に多いため、ご質疑、ご答弁に当たっては、効率的に行っていただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、机上に配付しております令和7年陳情第1号および令和7年陳情第3号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認ください。

1 議案審査

(8) 第35号議案 第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約

○こしば委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

冒頭に申し上げましたとおり、取り上げる順番を変更して行います。

(8)第35号議案、第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、私から、議案審査(8)第35号議案、第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約について、ご説明いたします。

本日ご説明いたします第35号から第40号議案までの6議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、契約の予定価格1件1億8,000万円以上の工事請負契約およびその変更契約につきまして提案するものです。

それでは、資料の2ページをご覧ください。

契約方法は、制限付き一般競争入札。

入札経過は、3ページの入札状況調書に記載のとおりです。

2ページへお戻りいただきまして、契約金額は、22億4,400万円。

契約の相手方は、五洋・松本建設共同企業体。代表者、五洋建設株式会社東京土木支店、常務執行役員支店長、近藤敬士氏です。

支出科目は、令和6年度一般会計、令和7年度から令和9年度債務負担行為。

工期は、令和10年3月10日です。

おめくりいただきまして、4ページ、工事の概要書をご覧ください。

本工事は、既設戸越幹線へ流下する下水道管から第二戸越幹線へ接続する取水管を2か所整備するとともに、特殊人孔、空気抜き設備等を築造するものです。

5ページに、案内図と断面略図をお示ししております。

なお、本件は、明日の建設委員会で工事内容の詳細が報告される予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

まず、いつも最近多いなというのが辞退理由です。配置予定技術者の配置が困難なためということなのですが、これ、こういう技術者がいないということで辞退される方が多いと思うのです。結局、辞退したら、今回は1者で決まるではないですか。技術者は、大変なことは分かりますけれども、でも、これを続けていってしまうと、本当に1者しかできない、要は、全体を見たときに、1か所ぐらいしかできない。ほかのところが落札しようと思っても取り合いになってしまって、結局、1者しか残らないという、そういう構造になってしまっているのか、そうなるとうと、結局、入札と関係ないですよね。だって、調達できなければ、競争も何もないのです。そうしたら、調達しやすいところが落札するケースが多くなるということだから、あまり市場としてはよくないと思うのですけれども、現状はどうなっているのでしょうか。品川区は、手立ては何もないと思うのですけれども、何ができるかという、何もできないかと思うのですけれども、現状を教えてください。あまりにも1者独占という形に見えてしまうのです。ほかのところと競争しているわけではないので、競争原理が働いていないということになってしまうのではないかと、その辺が1つと、これ、東京都から受託ということなので、これ、10分の10という感覚でいいのでしょうか。予算をどのぐらいの割合で品川区は出す必要があるのか、出す必要はないのかということをお教えてください。

○佐藤経理課長

それでは、私から、最初のほうのご質問かと思えます。

結果的に、2者手が挙がって、1者は辞退ということで、辞退理由としては、ここにありまして、技術者の配置が困難というところですが、現状はということなので、私から説明しますけれども、いわゆる事業者と意見交換する場はありまして、そこでお聞きする中では、コロナ禍が終わって以降、特に民間の建設需要が非常に高まっているというところがあるとお聞きしております。その中で、いろいろな案件がある中で、事業者のほうで選択しているというところです。

技術者に関しては、もちろんそれぞれの工事現場の規模にもよりますが、一定数配置しなければいけないので、各事業者の持っているリソースの中で、どこに割くかというところになろうかと思えます。

もう1つ、競争性のところですが、これは今申し上げたどこを選択するかという事業者のところももちろんありますし、どのぐらいの経費でできるかというそもものところで、合わなければもちろん手を挙げないわけですので、一般競争入札というところで、広く公告した上で見ていただいているというところですので、その点で一定の競争性は働いていると考えております。

○北原河川下水道課長

予算の構成についてですが、こちらは東京都からの受託事業になっておりますので、品川区からの支出はなく、下水道局から受託事業収入という形で収入を得て、100%下水道局の負担で行っている事業になります。

○西本委員

これ、入札については品川区がやるのですよね。ということは、結局、力があるところ、要は、技術者の取り合いになっているのだとすれば、強いところ、そういう手配ができるとか、確保ができるというところの一人勝ちではないですけれども、そのような感じになってくるのではないかと。競争原理は働いていますと言うのだけれども、結局、技術者が取り合いになっている現状だとすれば、やはり落札できる場所は限られるところになってきて、ということは、強い企業は強くなっていき、そういう手配ができないところは衰退していく、そうしたら独占みたいな形になってきやしないのかなと思うのですけれども、そうなってくると、頼むところがないから、強いところになってしまうよねというふうになって、もともとのこういう入札という原理から少し外れてくるのかなと、しづらくなってくるのかなという思いはあるのですが、これが仕方ない動きなのか、この経済状況の中で取り合いになってしまっているから、強いところは強くなりますよねという話なのか、いやいや、技術者を何とか、こちらで出すときに、もう少し広く入札してもらえそうな仕組みができないものかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。なかなか難しいとは思いますが。

○佐藤経理課長

先ほど申し上げた民間の需要が非常に高まっているというところで、もちろん官民それぞれで案件がたくさんあるわけです。独占になるのではないかと委員のご懸念だと思いますけれども、それに関しては、大きい企業でも、当然、リソースの限界はありますので、全体の発注件数が増えているので、必ずしも全部を独占するというわけには、現実的にもならないと思います。

また、品川区の発注方法についても、制限付き一般競争入札と申し上げているのは、一定の条件を課しているというところですので、規模の比較的小さい工事に関しては、いわゆる事業者の格付というものがありますけれども、それがあまり大きくないところについても対象にするというところで、特に区内事業者が受注機会を確保できるような形で配慮しておりますので、ご懸念のところには当たらないかなと考えています。

○西本委員

もう1点、確認したいのですけれども、この間、契約がインフレスライド条項適用という形でかなり変わっているのです。この金額は、これからの物価の傾向を見た上での算出になっているのですか。結局、そうでなければ、また変更、変更、変更という形にならざるを得ないという状況になってしまうのではないかとと思うのですけれども、入札金額のベースがありますよね、こちらで提示している金額もあると思うのですけれども、それはどういう積み上げ式でやっているのか教えてください。

○北原河川下水道課長

こちらの金額を積算するに当たっては、我々の下を離れる時点の最新の単価を使うという形になってございます。そういった意味では、委員ご指摘の、今後、物価の状況が変われば、そこはインフレスライドという形もあり得るという認識になるかなと考えております。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

今回の入札ですが、JVで松本組東京支店が入っていますけれども、専門的な業者ではないですよね。そういうところでもJVをこうやって組まなければいけないというのは少し疑問に思うのですが、その辺についてお聞かせください。

また、西本委員がおっしゃったのは、本当に辞退ということだと1者入札ということで、今回は区のお金が出ていくわけではないので、別に我々もそんなに追求することはないですけれども、ただ、本当に入札がこうやって1者入札で終わる、イコール随意契約と見られてもしょうがないのではないかなと思うのですが、それについてお聞かせください。

そして3つ目、今日、せっかく河川下水道課長がいらっしゃっているのでお聞きしたいのですが、浸水被害が発生している戸越、西品川地区において、雨水排水管を整備することにより、1時間50ミリの降雨に対応する浸水対策を実現することを目的としてとあります。でも、今、新聞報道を見てみると、もう1時間50ミリでは対応できなくなるような豪雨が、関東、東京でもおき得る可能性が高いと言われているにもかかわらず、この50ミリというのはずっと長い間そのままになっているのですが、これは増やす必要はないのでしょうか。その辺、少し技術的なことを教えてください。

○佐藤経理課長

何点かお伺いいただいたうちの前半の2点です。

1つ目は、事業者が専門外の事業者ではないかというところですが、今回、入札に当たりましては、一定の条件をつけておりまして、その中の1つとして、同様の工事の実績があることを課しておりますので、いわゆる下水道に関する工事をやったことがある事業者ということで募集しております。

もう1点、結果的に1者が金額を入れているというところが随意契約に当たるのではないかというところではありますけれども、これは先ほど申し上げたところですが、一定の条件のもと、公告をしまして、広く求めた上で、事業者のリソースの問題もありますが、最終的にお金が入ったのが1者という結果ですので、随意契約には当たらないという認識でございます。

○北原河川下水道課長

1時間50ミリという整備水準に対して、もっと増やしていくべきではないかというご質問についてですが、こういった施設については、整備に時間がかかるということもございまして、まずは施設を整備していくということが、まず1点、重要であると考えてございます。

東京都の動きを見ますと、1時間75ミリという雨に下水道管で対応していけないかということで、そういったシミュレーションをやって、既存のこういった施設を強化するという取組をやっておりまして、こういう施設の余剰分のスペースであったりとか、そういったところで50ミリ以上の雨、1時間75ミリの雨に対しても大きな効果があるということが確認されているということで、まずはこういった施設を計画的に整備しようという形になっていると聞いてございます。

○須貝委員

意見だけですが、品川区は、入札に対して、支払いもすごくいいわけですよ。それなのに、今回は戸越幹線ということで幹線整備ということなので、ある意味、特殊だと思うのですが、入札していただける会社が、やはりこれしかない、要は、1者入札で決まってしまうような入札制度といいますか、もっと皆さんが入札に参加してもらえるような、そういう仕組みづくりは大事だと思いますので、それだけ指摘しておきます。

○まつざわ委員

せっかく河川下水道課長がいるので、私も1点だけ。

この工事は、戸越銀座商店街ですよ。戸越銀座商店街で、これは多分、京陽小学校の通学路になると思うのです。そうすると、3年ぐらい工事をすると、多分ここは、もともと商店街の縦道も細い一方通行道路だと思うのです。そうすると、ある程度大きい工事をしてしまうと交通の障害があったり、

子どもたちの通学路の安全の問題が地域からは危惧されるのかなと思うのですけれども、そこら辺の安全面という部分に関して、どう気をつけていくのか、そこだけお聞かせください。

○北原河川下水道課長

こちらの工事、3年間といいますが、各場所でずっと工事をしているわけではないこともございまして、まずは、現時点では、町会や商店街など各団体に、こういう工事がありますよということは情報提供させていただいて、ご理解をいただいているところでございます。

一方で、契約後につきましては、請負者も決まりますので、具体的な施工方法を検討した上で、もちろん小学校にもお話をしたり、そういったところでどういった対策ができるのかを検討しまして、皆様のご理解を得てから事業をしていくという形で考えてございます。

○こしば委員長

そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第35号議案、第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

河川下水道課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(9) 第36号議案 第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更について

○こしば委員長

次に、(9)第36号議案、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、議案審査(9)第36号議案、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更につきまして、ご説明いたします。

資料は6ページをご覧ください。

本件は、令和3年第2回定例会で議決をいただきました当該契約につきまして、賃金水準および物価水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものです。

契約の相手方は、東急・大洋・東建設共同企業体。代表者、東急建設株式会社東日本建築支店、執行役員支店長、安藝実氏でございます。

変更の概要ですが、品川区工事請負契約条項の規定に基づく賃金水準および物価水準の変動によるインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額56億6,452万7,000円を58億441万4,000円とし、1億3,988万7,000円を増額するものです。

なお、資料、7ページ、5の変更概要の変更金額に記載のとおり、当初54億2,960万円で契約したところ、第1回から第3回までの変更は5%以内の契約金額の変更であったため、それぞれ直近の定例会に専決処分の報告をしております。

今回の変更は、当初の契約額に比べ3億7,481万4,000円の増であり、約6.90%の増となるため、専決処分として報告できる議決を経た契約金額の5%以内の変更を超えるため、提案させていただくものです。

なお、工期および工事内容に変更はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田(ち)委員

3回の変更が5%以内だったということで、今回、6.90%増という少し大きくなった理由が分かれば伺いたいです。

○佐藤経理課長

今回、当初の金額と比べますと6.90%ですが、直近の契約金額と比べますと2.47%ということで、ご説明したとおり、今回はインフレスライド条項に伴う変更ということですので、鋼材の経費ですとか人件費に関して上昇分を見るという変更でございます。

○石田(ち)委員

分かりました。

それで、やはり賃金または物価の急激な変動に対するため、インフレスライド条項をとということで、これは、賃金と物価だと、どちらかの上昇がとか、そういうことはあるのですか。賃金が上がらないというところかというと、今は物価高のほうがぐっと来ているのかなと思うのですけれども、そこが分かれば伺いたいのと、工期に変更はなしということですのでけれども、学校なので変更はないほうがいいのですが、様々な変動を見ていると、本当はないのかなと少し感じるのですけれども、そこら辺は、どう見通されているのか伺いたいと思います。

○佐藤経理課長

人件費と鋼材費等物価の上昇の比較ですけれども、人件費に関しては、国交省が定めております設計労務単価に基づいて設計しておりますので、その経費見合いで上昇分を見ております。

今回のものと、令和6年3月に変更されたところに基づいて契約変更しておりますけれども、前年に比べて約6%伸びているというところですよ。物価の上昇については、鋼材はそれぞれ違いますので一律には言えませんけれども、いずれにしても、両方とも直近の東京都あるいは品川区が定める基準に基づいて、事業者と調整した上で、この金額は決めているというものでございます。

○石田（ち）委員

賃金の急激な変動となってくると、上がった分が本当に末端の職人の方までいっているのかということが、大体質問にほかの委員からも出るのですけれども、それは確認できない状況だと思うのです。建設組合の皆さんが現場で行った調査では、労務単価以下の額が多いという指摘もあって、公契約条例が制定されましたので、そこら辺が改善されていくのかなと思っているのですが、労務単価の決定はこれからになるので、それまでの間の労務単価が本当にきちんと保障されるのかなというのは、区の答弁を何度聞いても、そこまで確認できる場所ではないと思うので分からないところなのですけれども、そこはぜひ把握していただきたいなというような思いです。様々な作業員や職人の皆さんが、本当にこの増えたもとの賃金になっているのか、それはぜひ公契約条例が実行されるまで、していただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤経理課長

実際の賃金のお話かと思いますが。委員ご指摘のとおり、公契約条例が制定されて、施行後は一定の契約に関しては、そこで定める手続に従いまして確認させていただくということになりますが、その間については、確認といいますか、把握はなかなか難しいところであります。

ただ、事業者との意見交換の中では、先ほどの答弁にも共通しますけれども、民間を含めて建築の需要が増えているところもありまして、実際、現場で作業員の方を確保するには、同じ給料だとなかなか集まらないという現状は聞いておりますので、一定金額がどんどん上がっているという状況にはあるというふうに把握しております。

○石田（ち）委員

ぜひ現場の調査で、それだけもらっていないという方の声があるわけですから、そこは公契約条例が施行される前の段階でも、把握をぜひしていただきたいなという思いはあります。

○荒木学校施設担当課長

私からは、工期についてお答えいたします。

先ほど、経理課長も回答いたしましたように、現在、第四日野小学校の工期は変更なしで動いております。

具体的には、狭い敷地の中で段階的に建て替えを行っておりまして、現在は、かむろ坂通り側の体育

館とホールの工事を進めているところでございます。

この工事については、令和7年度の2学期のオープンを目指して、今、順調に進めているところです。

○こしば委員長

ほか、ご質疑はございますか。

○西本委員

5%以内だったら専決処分でやるということは分かるのですが、結局、今回は、当初予算と比較して6.9%増だからということなのですね。そういう決まりになっているから、それは別に変えてほしいというわけではなくて、細切れでやっているなという感じがあって、例えば、これ、1回目が令和4年、2回目が令和5年、3回目が令和6年、今回、令和7年、毎年なのです。まず1つは、見直しが1年に1回ということになっているのかということが1つ。変更金額を決めるタイミングというか、それはどういうときになるのかなと思うのが1つと、先ほど、建築方法が、学校の場合、敷地を使いながら工事をしていくという、これほどこもそうなのですね。代替地がないから仕方ないと言えば仕方ないのですが、ただ、段階的にやるから、当然、工期が延びる、工期が延びるということは、経済状況が分からない。だから、今回のように、毎年という形になってしまうのかなと。これが工期を短くすれば、当然、その影響は少なくなるわけだから、ということは、建築方法が変えられないのだろうか。代替地があれば一番いいのではありませんけれども、代替地があったほうが影響は少ないのかなと思うのですが、今の状況だと、こういう方法をとるしかないのか。やはりインフレの影響をあまり受けたくないわけです。これから落ち着くかということ、なかなか落ち着くという傾向は見えないので、可能であれば、工事の方法を変えたほうがいいのか、考え方を考えていくことも必要な部分がある。延びるからこういう影響が、細切れでやっちゃっているのかなという部分があるので、その辺はどうなのでしょうかとということ。

それから、これ、全体像が見えないです。契約は、建物、電気、機械という形で全てやっているではないですか。だけど、私からすれば、学校を1つ作るのに、全体は幾らかかっているのですかと、計算すればいいのですけれども、今、1つの学校をつくるのに、どのぐらいのお金がかかるのですかという。前は多分45億円ぐらいできていたと思うのです。だけど、今、60億円を超えてしまっているのかなと。そのレベルが全体のものが見えなくて、結局、報告事項で専決処分で入ってくるわけでしょう。そうすると、これ、全体がまとまったら、もっと伸び率は高いのですよね。今回の工事で6.9%増なのだから、ほかのところも合わせれば、それなりに上がっていることになるので、専決処分ではなくて、契約の変更という形に、そういう見方も必要なのかなと、細切れになってしまうと、ここはここ、あそこはあそこ、だけれども、学校は1つの建築だよと。全体として見えなくなってしまうなという感じがするので、いかがですか。契約だからまとめることはできないと思うのですが、まとめて報告ということも必要なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤経理課長

私からは、1点目と、最後の一部かなと思いますが、お答えいたします。

変更契約のタイミングについてですが、現在、インフレスライドでいきますと、主に人件費のところが大きく関わってくるかなというところで、その基になっております国交省が出している設計労務単価については、年に1回出ておまして、それを受けてインフレスライド条項を適用するということを区からお知らせするという形をとっております。

直近では、令和6年3月に、長期の契約に関して該当する場合は申請してくださいということでお知

らせてしておりますので、複数年かかる契約に関しては、年に1回、契約変更についてご検討いただいているという状況でございます。

また、全体経費が分からないというところでありますけれども、総務委員会でございますので、契約に関してご審議いただいているというところでご理解いただければと思います。

○荒木学校施設担当課長

私からは、工期長期化についてご説明いたします。

まず、工期が長期化している理由でございますが、大きくは3点ほどあるかというように考えております。

1点目は、校舎の規模が過去よりも増加しているということでございます。

これについては、就学人口の増加が大きいということと、最近の学校ですと、特別支援教育などを充実化させておりますので、過去の学校と比べても規模が大きくなっているという状況でございます。

2点目が、建設業全体として働き方改革に取り組んでいるということです。

こちらについては、労働環境の改善に向けて、本年度より、週休2日促進工事に対応して発注しております。

さらには、建設業界全体でも、本年度から労働時間の上限規制が適用されているということもございまして、そういうところもあり、1日に作業できる時間も決まっておりますので、それがトータルとしては長期化している原因でございます。

3点目は、建設資材の納期遅延といったこともございます。

こちらについては、戦争ですとか、不安定な世界情勢が続いておりますと、資材価格が常態化しているというところから、なかなか思ったとおりに資材が入ってこないという状況もあると聞いております。

こちらについて対策でございますが、例えば、必要な教室数を確保しながら校舎規模をコンパクト化していくということ。あとは、あらかじめ工場で作成した部材を搬入しまして、現場作業を減らしていくといったこと。あとは、委員ご提案のとおり、仮設校舎をより効率的に活用して工期短縮に努めてまいりたいと考えております。

○西本委員

ありがとうございました。いろいろと条件があるということによく分かりました。

ただ、学校改築、まだまだこれからやらなければいけない部分があつて、一部凍結という話もあるのですけれども、なるべく工期は短く、子どもたちのこともあるので、なるべく早く改築してほしいという思いがあります。

全体を見ている中で、今後、改築計画が見直されてくるのかなという思いはあるのですけれども、代替地とかというのは、まず難しい、将来的に、ここの学校だったら、ここの代替地がありそうだとかというのは、全然見えない状況なのではないでしょうか。やはり建て方としては、今のところを使いながら建て替えていくという考えにならざるを得ない状況なのか、そこだけ教えてください。

○荒木学校施設担当課長

建て替え時の代替地というところでございます。基本的には、現在の学校の敷地の中で建て替えていくということを基本と考えておまして、ただ、民間で未利用地などが発生した場合は、積極的に活用検討をした上で取得可能性があるのであれば動いていきたいというように考えております。

○西本委員

総務委員会を離れてしまいますので、要望だけにします。

敷地内で工事をやっていくと、校舎の向きが変わるのです。そうすると、近隣の方々の環境が変わるのです。音の問題とか。前からその地域の方はそういう状況を分かっているのですけれども、改築すると、逆向きになったりするのです。そうすると、地域の人から見れば、このようなはずではなかったという見方もあるので、そこは地域の皆様にご理解をいただくように、きめ細やかな説明をお願いして、ここは総務委員会なので関係ないので、意見だけさせていただきたいと思います。

○須貝委員

先ほど、石田ちひろ委員からあったのですが、設計労務単価が上がって、人件費が上がっていくというようなことなのですが、それがインフレスライドにつながっていく。実際、下請けというか、元請けは別として、そこに働いている人の労務単価が、きちんとは把握できないというようなことですが、公契約条例ができて、穴は穴でしょうけれども、やはり区として、その分、労務単価が上がったなら上がったでいいのですけれども、本当に間違いなく上がっているのかどうかということは、設計上で管理するのではなくて、やはり実際どうなのかなというところまで踏み込んで、支払いの内容とかを見れば、元請けから下請けに流れていく金額などが分かるわけですよね。そういうところもきちんとすべきではないかと思います。

それから、資材の高騰もあるのですが、一般的に商慣習で、資材を、例えば、鉄骨が何メートルのものかどれだけ必要だとか、鉄筋が何本、太さにもよりますけれども、何本必要だということは、ある意味、事前に発注もできるし、その発注した段階の値段で進んでいると思うのです。だから、実際に資材が高騰したのか、インフレスライドとおっしゃいますけれども、それはあくまで設計の資材高騰単価であって、実情とは違っているように思うのですが、その辺のことにに関して、区としては踏み込んでいるのかどうか、それだけ教えてください。

○佐藤経理課長

2点、お尋ねかと思います。

1点目の、いわゆる賃金のところですが、公契約条例を制定させていただきましたので、今後については、条例の中で定めておりますが、労働報酬下限額を審議会の中で決めていただきまして、それが適正に支払われているかということをチェックするという仕組みになりますので、その中で確認していきたいと考えております。

また、もう1点の鋼材の部分ですが、こちらについては、インフレスライドに関しては、基準の日にちから以降の工事に関してかかる経費について、その上昇分の差額を算定するという仕組みでございますので、それ以前に工事したですとか、支払ったですとか、そういった部分については対象外になりますので、この後で必要な部分について、上昇分を見ているとご理解いただければと思います。

○こしば委員長

ほか、ご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第36号議案、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更についてについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(10) 第37号議案 浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更について

(11) 第38号議案 浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更について

(12) 第39号議案 浜川中学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更について

○こしば委員長

次に、(10)第37号議案、(11)第38号議案および(12)第39号議案を一括して議題に供します。

これら3議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、議案審査(10)から(12)、第37号議案から第39号議案までの3議案につきまして、一括してご説明いたします。

資料は8ページをご覧ください。

(10)第37号議案、浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更です。

本件は、令和4年第2回定例会で議決いただきました当該契約につきまして、賃金水準および物価水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものです。

契約の相手方は、鴻池・仲岡・東建設共同企業体。代表者、株式会社鴻池組東京本店、取締役専務執

行役員本店長、鎌田克明氏です。

変更の概要ですが、品川区工事請負契約条項に基づくインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額61億9,840万1,000円を64億6,372万1,000円とし、2億6,532万円を増額するものです。

なお、資料、9ページ、5の変更概要の変更金額に記載のとおり、当初60億4,560万円で契約したところ、第1回および第3回の変更が5%以内の契約金額の変更であったため、それぞれ直近の定例会に専決処分の報告をしております。

今回の変更は、当初の契約額に比べ4億1,812万1,000円の増であり、約6.92%の増となるため、専決処分として報告できる議決を得た契約金額の5%以内の変更を超えるため提案させていただくものです。

なお、工期および工事内容に変更はございません。

続きまして、10ページをご覧ください。

(11)第38号議案、浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更です。

本件は、令和4年第2回定例会で議決をいただきました当該契約につきまして、賃金水準および物価水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものです。

契約の相手方は、大成温・三協建設共同企業体。代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一氏です。

変更の概要ですが、品川区工事請負契約条項に基づくインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額12億1,039万6,110円を12億4,293万4,110円とし、3,253万8,000円を増額するものです。

なお、資料、11ページ、5の変更概要の変更金額に記載のとおり、当初11億7,150万円で契約したところ、第1回の変更が5%以内の契約金額の変更であったため、令和5年第3回定例会に専決処分の報告をしております。

今回の変更は、当初の契約額に比べ7,143万4,110円の増であり、約6.10%の増となるため、専決処分として報告できる5%以内の変更を超えるため提案させていただくものです。

工期および工事内容に変更はございません。

続きまして、12ページをご覧ください。

(12)第39号議案、浜川中学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更です。

本件は、令和4年第2回定例会で議決をいただきました契約につきまして、賃金水準および物価水準の変動に伴い契約金額の変更を提案するものです。

契約の相手方は、三英・福満屋建設共同企業体。代表者、三英電業株式会社代表取締役、大場雄介氏でございます。

変更の概要ですが、品川区工事請負契約条項に基づくインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額7億7,880万円を8億2,512万1,000円とし、4,632万1,000円を増額するものです。

なお、資料、13ページ、5の変更概要の変更金額に記載のとおり、当初の契約額に比べ約5.95%の増となるため、専決処分として報告できる5%以内の変更を超えるために提案させていただくものです。

こちらも工期および工事内容に変更はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

第37号議案のところで、これも先ほどのものと同じように、3回変更があって、今回、四度目という変更ですけれども、前回の変更が令和6年10月17日で専決処分されているのですけれども、その僅か4か月程度でまた変更となっている。この工期が令和9年なので、この上がり方を考えると、どこまでいくのかなという、先ほど、西本委員からもありましたけれども、学校改築に係る、ほかの建築物もそうだと思うのですけれども、本当に高額になってきている中で、コストを抑えるために、この時期の建て替えの学校は少しコンパクトになっているとか、簡素になっているとか、そういうところがあると、学校の設備の違いが出てきてしまうのかなという、そういう心配もあるほど上がっているという状況で、今後、どこまでいくかというのは、物価高騰は収まる傾向はないわけですから、これをどう見越しているのかということだけ伺いたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

物価高騰を見通して、その対応というところがございます。

学校という建物ですけれども、そもそもまずスペックが高い建物になっています。

具体的に言いますと、子どもたち、そして地域の避難所となりますので、一般的なものよりも高い耐震基準でつくっています。病院と同程度の標準的な建物よりも約1.25倍の強さを持った建物としてつくっております。

あとは、区の政策などにも合わせまして、環境性能の高い建物としておりますので、そういったところでも基本的な建物よりも一段階スペックが高い建物としてつくっております。

その上での物価高騰への対策ですけれども、標準的な機能は確保した上で、例えば、建物の内装材、外装材などを華美にし過ぎないようにするですとか、委員おっしゃられましたように、建物をなるべくコンパクトに抑えるといったところの工夫を設計段階ですて発注していくということで現在は進めているところです。

○石田（ち）委員

どこまで工事費が上がっていつてしまうのかということところは、見通せないということでもいいのか伺いたいと思います。

○佐藤経理課長

物価高騰というところかと思いますが、設計労務単価でいきますと、国のほうで全国調査をやって、どのぐらいの賃金水準にあるのかということも毎年調査しております。それに基づいて設計費の中で労務単価がどのぐらいもつかという基準が示されております。したがって、いわゆる人件費がどの程度上昇するかということになるのかなと思いますので、これはなかなかこうですということとは難しいですけれども、少なくとも、ここ数年、上昇局面にあるということはいえるかと思います。

○西本委員

少し基本的なことを教えていただきたいと思うのです。

資金繰りです。補助金とか、あと起債とかでまかなえると思うのですけれども、こういう学校改築の場合、どういう見立てをして、多分、起債だと思うのです。それを償還していくのかという、その基本

的な考え方をまず教えてほしいです。

○加島財政課長

学校改築につきましては、補助金以外は区の負担分ということですが、特別区債、それから義務教育施設整備の基金を使って改築経費に充てております。

この間の流れといいますか、令和7年度予算ですとか令和6年度予算の流れを見ますと、大体3割から4割程度〔同日後刻に「7割程度」と答弁訂正あり〕を基金から活用いたしまして、起債につきましては、令和6年度予算では10億円程度、令和7年度予算では20億円程度を、今、積んでいるところでございます。

○西本委員

すみません、償還金はどういう決まりがあるのですか。どのぐらい、何年間でとかという。そういった決まりがあれば教えてほしいです。

○加島財政課長

失礼いたしました。償還のほうですけれども、申し訳ありません、手持ちの資料を持っていないのですけれども、公的融資を活用しておりまして、長期の借り入れを行っております。

○荒木学校施設担当課長

私からは、補助金のところについて少し説明いたします。

学校改築のほうでも、国の補助金、都の補助金、それぞれ受けておりまして、全体の事業費からすると、おおむね10%程度の額ではあるのですが、昨今、国も資材高騰だとか、部材高騰を受けて補助金単価を上げていくという動きもしておりますので、これからも積極的に活用していきたいと考えております。

○西本委員

具体的に、この浜川中学校の契約金の中で、大体でいいので、補助金もありますということなのですが、都からのお金は幾らぐらい出るのか、それから、品川区の持ち出しはどのぐらいあるのか、結局それは起債をして、基金もあるので、基金をどのぐらい充てようとしているのか。何校もやっていますよね。何校もやっていると思うので、考え方でいいです、考え方で、1校に対してどのぐらいの基金を使っていくのか。64億円余の中の振り分けを教えてくださいなのですが、分かりますか。

○加島財政課長

私からは、基金のほうでお答えさせていただきますが、予算につきましては、年度単位で管理をしておりますので、浜川中学校というよりも、年度の中で学校改築にどの程度のお金が必要になるかということからまず考え始めております。

令和7年度予算においては、義務教育施設整備基金のほうから49億円の充当を行っておりますほか、起債が23億円、令和7年度の年度単位の中でそのように予算を考えているところでございます。

○西本委員

これ、どうしても考え方として、1つの学校を建てるときに、どういう資金があって、どれぐらいで返していけるかとか、例えば、100%あったら、その何%が東京都の補助金を使って、この部分は品川区の基金から出してという、そういうふうにはなっていないのですか。

私の感覚では、1つの建物を建てるときに、100億円かかります。100億円の中で何%が基金から、何%は東京都からとかという、そういう考え方はないのでしょうか。

○加島財政課長

学校施設担当課長が申し上げたとおり、設計ですとか工事の手法を検討していく中で、1つの学校の経費をいかに費用対効果で抑えていくかという面はございますけれども、予算につきましては、先ほど申し上げたとおり、年度単位の歳入の中で考えてまいりますので、まず特定財源を充てていきます。それに対して区の負担分に対して基金と区債でまかなっているという考え方でございます。

○西本委員

分かりました。少し分かりにくいとっていて、もちろん行政の中では、当然ならして、今年、来年度はこの予算でやっていくよとかというふうにやっていくのですけれども、ただ、やはりその詳細を知りたいと思うのです。浜川中学校を建てるときに64億円余かかります。その中でどういう割合になっていて、この学校を1つつくるのに、償還まで含めると、大体どのぐらいですというふうに知りたいと思ったのですけれども、そういう計算の仕方ではないということなので、少し分かりにくいかなという感じはするのです。

というのは、結局、庁舎の建て替えにしても何にしても、どこからお金を持ってくるのかといったときに、何億円かかる、そのときに、返済も含めると、このぐらいで償還できるみたいな計画があるべきだと思うのです。そのほうが分かりやすいと思うのです。その案件ごとにあったほうが。そうしないと、多分、見えないので。何を心配しているかという、これだけインフレスライドで上がっていくわけです。これ、どこまで上がるか分かりません。そうしたときに、財源は決まっているわけです。いろいろな助成金もあれば、いろいろな資金があると思うのですけれども、それが本当にいいのかどうかと判断するときに、どこまで上げたらストップすればいいか、どこまで上がってしまったら見直しを図るかということ、そういうものがないと、これ、多分、大体これで収まってくるのかなとは思いますが、もしかしたら、あと20億円上がる、30億円上がると言ったときに、「え、そんなに上がって、お金を返せるの」という議論がしにくいのです。そういう知る手立てとか、そういう考え方はないのでしょうか。

○加島財政課長

例えば、今度、新庁舎でしたら、予算特別委員会の資料の中で、償還月賦をお示しさせていただきます。令和7年度の借り受けに対して、どのような償還計画でということを示させていただきます。

学校改築につきましては、この間、計画して実施してきた中で、起債を平成31年頃に行っておりますので、その中で積み重ねといいますか、年度単位で管理しているところがございますので、これはなかなかお求めのように難しいかなと。

○西本委員

庁舎はそういう計画が出てくるということなのですが、やはり個別に対しても、全体像が見えないのです。全体を見ようとすると、個別がどうなっているのかという形で見ていかないと分かりにくいところがあるので、今の状況だと、年度単位でやっているのも難しいということなのですが、この状況でいってしまうと、本当にいいのか、インフレスライド条項で、「仕方ないね、はいはい」という形だけだと、「本当に大丈夫ですか、品川区の財政」というふうになってしまうので、そこの検討する要因として、これ、個別に計算できているので、個別の中での査定というか、そういうものができると、将来の計画が見やすいかなと思うので、できれば庁舎みたいな形で、はっきりと個別ごとにこういう形で分かっていくと、議論しやすいかなという感じがしているので、意見です。今の状況だと難しいようなので、そういう形で個別案件のことがあると分かりやすいかなと思って申し上げます。

ずっとこのままインフレで「はい、オーケー」という形で、これが100億円になっても、200億

円になっても増額せざるを得ないのでしょうか。その上限は何かあるのでしょうか。それとも、とにかく契約は契約でしているので、これが終わるまでは、どこまで高くなっても「はい」とやらざるを得ないという状況なのか、それはどういう見立てをしているのでしょうか。

○佐藤経理課長

インフレスライドに関しては契約条項の中で定めておりまして、お互い合意しているというところですので、基本的には、その仕組みの中で契約変更を必要があればしていくという中の1つですので、今後どこまで続くか分からないというのは、先ほど答弁したとおりですけれども、その上で制度の中で運用していくということになるかと思います。

○こしば委員長

ほかにご質疑はございますか。

○須貝委員

契約条項があるので、我々も何とも言いようがないのですが、今回、この学校の建築だけでも、次の議案も含めると、13億円という額がインフレスライド、当初の設計からすると、13億円増えていく。これだけ予算が増えて、これも皆さんの税金で増えていくのですが、これは当たり前のようにインフレスライドだからしょうがないのだと、そういう条項があるからしょうがないのだという議論をしているのですが、本来、これ、皆さん、我々もそうですけれども、ご自分の住居とか、ご自分の会社の建物とか、そういうことを考えたら、これは膨大な金額なのです。恐らくそのときは、業者とは、「おい、ちょっと待ってくれよ」という話に必ずなると思うのです。

前も何度も申し上げていますが、民間では、当初契約した値段でほぼ建物の竣工が終わるまではその値段で、あとは、どうしても緊急事態の場合にはまた別なのですが、ほぼその値段でやっていて、中には泣いている業者もあるということが実情で、ところが、行政は、いくらかかろうと、インフレスライド条項がある。国交省が決めたものがあるから、これはもう当たり前のように区も認めてやっていく。インフレのこういう時期には、やはり同じスライドでも、上限を決めるようなことをやっていかないと、まずいのではないかと思うのです。だって、税金をいくらでも使っていきますよね。

例えば、インフレスライドで20億円増えました、30億円増えました。でも、それはインフレスライドですから仕方ないです。それでは経理課のほうでも何も努力していない。そういうふうになされて、それを品川区としても放置しているという考え方があるのですけれども、何かこういうものもやり方を変えていかないと、これは日本全国の自治体が同じことをやっているのです。これをそのまま放置しているというのは、すごく大きな問題だと思うのですけれども、すみません、これ、答えにくいでしょうけれども、経理課の考え方、今時点でどう思われますか。

○佐藤経理課長

インフレスライドのそもそもの仕組みのところですが、物価上昇および人件費に係る上昇分について、発注時は、そのときの単価で発注しておりますので、その上昇分について精算するという仕組みでございます。

これに関しては、これをやらないと逆にどうなるかといえば、事業者のほうで、その分をかぶるということになるので、人件費が足りなくなってほかで赤が出たりですとか、鋼材費が上がって、逆に下請けにしわ寄せが行ったり、そういう形になって、それがいいかということ、いわゆる不健全な状況だということだと思います。

国のほうでも、昨年、建設業法等の改正がありまして、委員ご指摘の民間の工事に関しても、誠実に

契約変更を必要に応じて対応するようというところで、いわゆるインフレに関して対応するような形で法規制も変わってきておりますので、引き続き適正な形で運営をしていきたいと思っております。

○須貝委員

こういうものがあると、我々もうっかり家を建てられないし、会社も建てるに当たって、インフレスライド条項が当たり前のように蔓延してしまったら、何も予算が立てられないですね。そういうことはやはり何とかいい方法があったら改善していただきたいと思います。

今回、これだけのものが一遍に出てきて、インフレスライドだというのは、我々も、あくまで法令上ですから認めざるを得ないので、ただ、あくまで税金を使っている、それを当たり前のように区が黙認して認めざるを得ないということは、私は何か対応をしてほしいと思います。

特に、財政課は、いかに財政をきちんと、皆さんの税金をきちんと使って、区を守っていく、区民支援をする、企画課も恐らくそうだと思うのですけれども、やはりそういうことを考えたら、総合的に何か考えてほしいと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第37号議案、浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第37号議案、浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更についてについて、採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第38号議案、浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第38号議案、浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更についてについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第39号議案、浜川中学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第39号議案、浜川中学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更についてにつきまして、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(13) 第40号議案 城南第二小学校改築工事請負契約の変更について

○こしば委員長

次に、(13)第40号議案、城南第二小学校改築工事請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

続きまして、議案審査(13)第40号議案、城南第二小学校改築工事請負契約の変更につきまして、ご説明いたします。

資料は14ページをご覧ください。

本件は、令和5年第2回定例会で議決をいただきました契約につきまして、賃金水準および物価水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものです。

契約の相手方は、ナカノフドー・田中・まつもと建設共同企業体。代表者、株式会社ナカノフドー建設、代表取締役社長、飯塚隆氏です。

変更の概要ですが、品川区工事請負契約条項の規定に基づくインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額6億7,147万4,000円を6億3,922万5,000円とし、2億6,775万1,000円を増額するものです。

なお、資料、15ページ、5の変更概要の変更金額に記載のとおり、当初6億1,600万円で契約したところ、第1回の変更は5%以内の契約金額の変更であったため、令和6年第4回定例会に専決処分の報告をしております。

今回の変更は、当初の契約額に比べ4億2,322万5,000円の増であり、約6.92%の増となるため、専決処分として報告できる5%以内の変更を超えるため、提案させていただくものです。

なお、工期および工事内容に変更はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

1点だけ確認させてください。

これ、変更した増額分は、品川区が全部払うということですか。それとも、先ほど、国とかも補助金とかを高くしていただけるというような形というふうに私は承ったのですけれども、こういう場合、どのぐらいの割合で品川区がかぶらなければいけないのですか。

○荒木学校施設担当課長

今回の城南第二小学校のインフレスライドの負担分については、基本的には、こちらは品川区と事業者で契約しておりますので、品川区で負担する形になります。

ただ、インフレスライドの制度上、事業者から請求を受けた中で、区のほうで精査した上で額を決定して区から支払うという形にしているのですけれども、インフレスライドの負担額の中でも、残工事費の1%については事業者で負担するという決まりがございます。ですので、今回の城南第二小学校でいえば、2億7,000万円近い増額となりますが、実際、事業者としては数千万円程度は負担しているというものになっております。

○西本委員

事業者のほうも負担している。残りは全部品川区が支払うという理解でいいですか。

○荒木学校施設担当課長

こちらの概要書に記載の額につきましては、品川区の支払いということになります。

○西本委員

すみません、もう審議が終わってしまった後で言うのもなんですが、浜川中学校で今まで申請されたものも、仕組み的には一緒という理解でよろしいでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

仕組みとしては同じでございます。

補助金については、こちらも年度ごとに国と都で区から請求といたしますか、申請をして、年度ごとの出来高に応じて国と都から補助金として歳入が入ってくるという形になっております。

○西本委員

すみません、大体補助金はどのぐらい入ってくるものなのですか。大体でいいのですけれども。

○荒木学校施設担当課長

過去の学校改築の平均をとりますと、約10%程度となっております。

○西本委員

分かりました。ありがとうございます。大体仕組みが分かってまいりました。

ということは、今回、増額が2億6,000万円余ではないですか。10%、90%は品川区が支払わなければいけないということですね。ということは、同じ仕組みだとすれば、結構な、このインフレスライドで変更する部分だけでも、相当品川区から出さなければいけないお金が出てくるのだなと思いました。

ということは、これを見立てて、品川区はいろいろな基金があるのでしょうかけれども、それをどういうふうに、要は、主には建築費になると思うのですけれども、その建築費をどう考えますか。どんどん上がっていきますよね。これ、上限とかは品川区は決めているのですか。要は、品川区のお金はどこから出てくるのですか。考え方だけ教えてください。この品川区で支払わなければいけない金額を。

○こしば委員長

案件は違いますけれども、質問が重複して、多分、答えも同じになるケースだと思いますので、今回は、そこを考慮していただければ……。

○西本委員

すみません、私は重複していると思っていないですけれども。要は、90%はこちらで払わなければいけないということは、結構な、これだけでも2億円ぐらいのお金は品川区が出さなければいけなくなるのではないですか。そうすると、こういう案件がたくさん出てきていますよね。浜川中もそうだし、いろいろと。そうすると、これだけでも数億円が品川区から出さなければいけないということになるので、それは、予算も含め見通しているのですかということを知りたいのです。

○加島財政課長

先ほどご審議いただいた浜川中学校、今ご審議いただいている城南第二小学校につきましては、第4回定例会で補正予算を組ませていただいている債務負担行為という形になりますので、令和8年度、令和9年度予算で対応することにはなります。

当該年度中に費用が増えたというような場合で補正を組まなければいけない場合につきましては、財政調整基金などで対応させていただいているところです。

申し訳ございません。先ほど答えた中で割合に誤りがございましたので、答弁訂正をさせていただければと思いますけれども、この間、令和7年度予算で義務教育施設整備基金から投入している割合といったしましては、大体7割程度という形になっております。申し訳ありません。先ほど、3割、4割と申し上げてしまいました。

○西本委員

意見として。私も具体的に質問すればいいのですけれども、そうはいかなくて、というのは、それだけ分かりにくいということです。正直言って、分かりにくいのです。やはり品川区の負担はどれぐらいあるのですかと、これからすごく気になります。これだけインフレスライドでどんどん上がっていくという中で、では、その分のお金を、今のお話だと、財調とかいろいろやっていくという話もあるのだから、補正をもちろん組むのでしょうかけれども、でも、もともとお金は決まってしまうわけだから、これから外的要因、社会的な状況の中で、物価高などもこれからやっていくと、それに合わせた基金のつくり方であったり、それから、運用の仕方であったり、流用の仕方であったりを考えていかないと、赤字、真っ赤かになってしまって大丈夫ですかということがすごく心配になります。

なので、今のところは大丈夫ですというお話なので、それは頑張ってくださいますかと言うしかないのですけれども、少し気になるところはこれから指摘したいと思いますので。ありがとうございました。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第40号議案、城南第二小学校改築工事請負契約の変更についてについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

学校施設担当課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(1) 第10号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○こしば委員長

次に、(1)第10号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横田デジタル推進課長

私からは、第10号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、

ご説明をいたします。

資料をご覧ください。

まず、項番1の改正の理由でございます。

マイナンバーの利用、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報の提供を行うためには、番号利用法令に基づくことが原則ですが、条例で規定することにより、法令同様に区独自にマイナンバーを取り扱うことができます。

今回、番号利用法の改正に伴い、条例が当該規定を参照している条文の規定整備を行うものでございます。

次に、項番2の改正内容でございます。

スマートフォンのみでマイナンバーカードと同様に、番号利用法の本人確認ができる仕組みを設けるため、番号利用法第2条第8号に「カード代替電磁的記録」の定義が追加されました。それに伴い、番号利用法でいわゆる号ずれが生じたため、条例で当該規定を引用している条文の規定整備を行うものでございます。

なお、カード代替電磁的記録とは何かでございますが、マイナンバーカード機能のスマートフォンの搭載になります。

最後に、項番3の施行期日でございますが、番号利用法の施行期日であります令和7年4月1日であります。

また、別紙で、本条例の新旧の内容を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

これはスマートフォン、要は、マイナンバーカードを持っていなくても、スマートフォンの中にマイナンバーカードの登録されている情報が全部入るので、スマートフォンを持っていればマイナンバーカードとして、そのスマートフォンの中にあるデータが使えるという、カードとスマホどちらもあると便利ですよという、確認なのですけれども、そういうことですか。

○横田デジタル推進課長

今回のものでございますが、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに入れるものになりますので、マイナンバーカードを持っていない人はスマートフォンに入れられないというようなものです。

○石田（ち）委員

分かりました。それで、マイナンバーカードは、財布とか、そういうものに入れたいと思うのです。スマートフォンは、結構、簡単に持ち歩くのですけれども、落とす確率が財布よりもスマートフォンのほうが高い、落とし物ランキングとかを見ると、現金という、お財布ではなくて、現金が1位なのです。だから、取り出すときに落ちるとか、そういうことであると思うのですけれども、スマートフォンは3位なのです。なので、そういうところで言うと、それは個人の取り扱いを注意してくださいという話になると思うのですけれども、そういったところでは、カードよりも便利かもしれないのですけれども、落としてしまう確率が多いのではないかと、そういう思いがするのですけれども、要は、そこから情報漏洩ということにも、結構アクセスの制限もされていますから、大丈夫なのかなという思いもしま

すけれども、そういう情報漏洩の観点から、少し心配かなという思いもするのですけれども、いかがでしょうか。

○横田デジタル推進課長

マイナンバーカードの情報をマイナンバーカードをこれまでどおり持つという選択肢もありますし、スマートフォンに入れるという選択肢もありますので、その辺りは個人の判断でやっていただければいいのかなと考えております。

○石田（ち）委員

そうだろうなと思うのですけれども、でも、スマートフォンを落とされる方は本当に多いので、それはそれぞれの注意だと言われてしまえばそれまでなのですけれども、そういうことも広がるということを、区としても念頭には入れておいていただきたいと思います。

○こしば委員長

ほか、質疑はございますか。

○西本委員

すみません、よく理解できていないので教えてほしいのですが、マイナンバーカードの情報がスマートフォンで見られるという、これは分かるのです。そもそもこの条例ができたのは、大本があるわけですよ。だから、そこが改正されたのでこうなるということなのか、それとも、品川区独自というか、品川区の条例だから、品川区でスマートフォン、「カード代替電磁的記録」というものを使えるようにしますと言っているのか、この大本は何なのでしょう。選択するのは個人が選択すればいいのですけれども、メリットは何かあるのですか。

○横田デジタル推進課長

大本になる番号利用法令でございますが、令和6年6月7日に番号法が改正されております。それをもって、今回、番号利用条例が号ずれが生じまして改正するものでございます。

メリットでございますが、主なメリットは、1つ目として利便性の向上になりまして、マイナンバーカードを持ち歩く必要がなくなりまして、日常的に使用するスマートフォンなどで代用できるようになります。

2点目が、本人確認の簡素化になりまして、スマートフォンにより行政サービスの本人確認を行うことができるようになります。

○西本委員

具体的に教えてほしいのですが、スマートフォンの中にマイナンバーカードの情報を入れるというのは、アプリか何かがあるのですか。そこに入れて、マイナンバーカード、QRコードか何かでそれを読み込めば、スマートフォンの中にマイナンバーカードの情報が入るということで、それを今度、例えば病院に行ったときに、カードではなくてスマートフォンを提示すれば、それで保険証代わりにもなるということなのか、具体的な例があれば教えてください。

○横田デジタル推進課長

具体的な例でございますが、例えば、マイナポータルで利用可能な各種手続、確定申告ですとか、引っ越しワンストップなど、そういった手続がスマートフォンのみで利用が可能になります。

また、今後、オーソリティが認めた資格ですとか証明書を、安全かつ本人がいいと言ったときだけ画面に表示させるといったような機能が技術的にできるようになります。

例えばですが、公認会計士ですとか、司法書士ですとか、中小企業診断士ですとか、そういったもの

が画面上に表示されることとなります。

○西本委員

すみません、それはアプリですか。そのアプリをインストールすることになるのですか。

○横田デジタル推進課長

この辺りは、まだ国から具体的に明示されていないです。恐らくアプリになるであろうと考えております。

○西本委員

まだ具体的なアプリなのかどうか分からないみたいですが、用途的に言えば、今どきですよ。カードよりもスマホ、いろいろリスクはありますけれども、利便性は高まるのだらうなという感じはします。

なので、そういう宣伝もこれから必要になってくるから、若い人たちなどはマイナンバーカードよりもスマホで何かやれたら、ますます活用できるのかなという思いはありますけれども。

だから、もう少し具体的なところが決まった段階で告知するのだらうなと思うのですが、国のほうからこういうアプリをつくり、こういうソフトを入れてください、そういうものはいつ頃になりますか。これ、施行期日が4月1日になっていますよね。ということは、もうそろそろ出てくるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○横田デジタル推進課長

国からまだ提示されていないので、具体的にはまだ分かりませんが、一応、iPhoneに、令和7年の春頃に、電子証明書機能ですとか、本人確認情報特定機能が入るといふふうになっているので、そのタイミングなのかなと想像しているところでございます。具体的には、すみませんが、分からないところです。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

共産党としては、マイナンバーカードを推進し拡大していくことそもそもに反対をしていますので、本条例には反対です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第10号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○こしば委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 第11号議案 品川区国際交流推進基金条例

○こしば委員長

次に、(2)第11号議案、品川区国際交流推進基金条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦総務課長

それでは、私から、品川区国際交流推進基金条例について、ご説明いたします。

資料をご覧ください。

まず、目的といたしましては、国際的な交流の推進および国際理解を深めることを目的とした事業に要する財源に充てるため、設置するものでございます。

項番2、基金の額でございます。

当初の積立額といたしまして、5,000万円でございます。

令和6年度一般会計歳入歳出補正予算、3月補正で計上させていただいております。

施行日でございますけれども、公布の日としてございます。

こちらの事業でございますけれども、項番4、基金の活用でございますけれども、来年度、グローバル人材育成海外派遣事業ということで、新たに海外に派遣する事業に充当していきたいと考えてございます。区内在住の中高生を派遣いたしまして、新たなアントレプレナーシップ教育ですとか、自己探究型のプログラムの中で、自ら学び生き抜く力を育てていただきたいということで実施するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

これ、指定寄附金、これはどういう寄附金だったのでしょうか。どういう思いがある寄附金なのか。思いは、こういう方に使ってくださいということなのですから、もう少し状況を教えてください。

それと、問題は継続性なのです。今回は5,000万円の寄附があったから、条例をつくって基金にしましょうということはいいかもしれないのですけれども、今後、この基金を活用していくのだったら、いずれはなくなってしまうわけで、でも、内容からすれば、やはり継続していくべきですね。なので、その継続性については、どう考えられるのか教えてください。

○勝亦総務課長

2点いただきました。

まず、寄付いただいた方の思いというところがございます。こちらは、国際交流の推進ということで、ぜひ子どもたちに海外に行って体験する機会をつくってほしいというお声をいただいた指定寄附でございます。

事業の継続性でございますけれども、おっしゃるとおり、5,000万円という基金の中で事業を実施していく計画でございます。今後の基金の在り方ですとか、事業の在り方については、また今後検討ということになっていくものと思います。

○西本委員

すばらしい品川区民の方がこうやって寄附をしていただけるということはありがたいなと思います。

使い方としては、その思いを具現化するというか、そういう形で、国際人材育成という形になったのだらうと思いますが、ぜひ継続性ということを考えていただきたいと思います。基金として継続するのか、一般財源としてするのかということは、今後いろいろとあるかと思うので、なるべく継続した形で、いろいろな学びの場を子どもたちに提供してあげていただきたいと、要望で終わりたいと思います。

○石田（ち）委員

私も継続性のところだと思ったのですけれども、今回、5,000万円の寄附をいただいて、フィンランドに区内在住の中高生を派遣ということで、これ、1回どれぐらいの予算を考えられているのか。

それから、ずっとフィンランドなのだろうかという、そこだけ伺いたいと思います。

○勝亦総務課長

フィンランドへの中高生派遣ということで、令和7年度予算に約1,100万円の予算を要求させていただきます。今後、ご審議いただくようになります。

今後、行き先はずっとフィンランドなのだろうかというところがございますけれども、こちらは実施した中で検証して、適切な派遣先等々は、都度、検討していきたいと考えています。

○石田（ち）委員

1,100万円ということで、そうすると、単純計算で4回ぐらい、4人ぐらい行けるのかなという感じは、継続させることができるのかなと思うのですけれども、やはり海外では、学習の仕方等々が違ってきますので、それを学んでいくというのは、すごく大事なことだらうと私も思いますので、この基金に限らず、状況等も見ながら継続できたらなと思っています。

○大倉委員

いろいろ聞いていただいたので、おおよそ分かりましたというところで、寄附の内容で、海外に子どもたちを行かせていただきたいということで、分かりました。

それで、アントレプレナーシップ教育になった理由がよく分からないので、そこを教えてくださいということと、基金を設置しないとできない事業なのだろうかという、基金の設置をあえてすると

いうことになるのかどうか、その辺が分からないので教えていただきたいと思います。

子どもたちがこうやっている色々な体験をして海外に出ている色々な文化を学んでということは、非常に素晴らしいことだと思いますので、この事業自体というところではなくて、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○勝亦総務課長

アントレプレナーシップの派遣ということでございますけれども、アントレプレナーシップのみということではございませんで、フィンランドは幸福度の高い国という部分もございまして、アントレプレナーシップ、そういった中で多様性の理解を深めるですとか、自己探求型のプログラムを体験する、そういった説明を最初にさせていただきましたけれども、自ら学び生き抜く力、それから失敗を恐れずにチャレンジするマインド、こういったものを身につけていただいて、品川区から新たな価値を生み出していくようなグローバル人材を輩出していきたいという思いからのアントレプレナー教育でございます。

基金でございますけれども、こちらは、冒頭ご説明いたしました国際交流、海外に派遣するような事業に充てていただきたいということでご寄附をいただきました。

ただ、事業は、今ご説明しましたように、1,000万円からの事業でございまして、単純計算しますと4回分というふうにお話ございましたけれども、そういったものをいただいている寄附の中から継続的にやっていくとなると、まず基金を立ち上げて、そこからご寄附いただいた思いの部分に使っていくという形での基金設置になります。

○大倉委員

設置については分かりました。ありがとうございます。

それで言うと、寄附された方のご意思があって、子どもたちの海外派遣というところで言うと、子どもたちが、ウェルビーイングとかになるのかなと思いますけれども、アントレプレナーシップとかということで、それは区のほうで考えたということだと理解したのですが、子どもたちのために海外にと言っていましたね。海外に行く理由として、子どもたちが、こういった経験をするほうが良いという判断を区がしたということなのですから、それはあえてこれが良いというふうにしたのは、今ご説明で分かったのですが、子どもとか、そういった実際に行く人たちからも何か意見を聞いたりとかということとはされたのですかということをお話していただきたいのと、ほかにも事業として国際交流みたいなものをいろいろされている中で、あえて、また同じ、いろいろな考え方があると思います、海外派遣というところでフィンランドが選ばれたのは、区のほうでということなので、そこだけ、子どもたちがどういうふうに、そういった経験をしていきたいかという点を聞いたかどうかについて教えてください。

○勝亦総務課長

フィンランドというふうに設定するに当たりまして、具体的には、お子様の声を聞いたという経緯はございません。今まで国際友好協会の国際交流等々に参加している中で、様々な国々、国際友好協会ですと実際にやっておりますのは、オークランドですとか、ジュネーブですとか、アメリカのポートランド、そういったところに行っている中で、そちらとはまた違う方面との交流、そういったものを考えに入れてフィンランドというふうに考えたものでございます。

○大倉委員

関係性というところで言うと、フィンランドを区で選んでいるのですが、品川区にもいろいろな大使館や領事館がある中で、フィンランドはたしかなかったかなという認識なのですが、国際友好協会があつて、今、そういったところとも連携しながらやっているというお話の中で、あえて品川

区にある領事館、大使館と異なる場所を選んだ理由は、先ほど聞いたのですけれども、あえてもう一度教えてください。

○勝亦総務課長

フィンランドのアントレプレナーシップということで、まず、こういった自ら学び生き抜く力、失敗を恐れずチャレンジするというようなものを学んでいただきたいということでフィンランドを選んでいる部分もございます。

例えば、今、委員がおっしゃったように、区内で関係性という意味では、大使館のあるところという考え方もございます。そうした中で、やはりまず国際体験の中で、例えば、安全性ですとか、言語の使われている状態、それから、こういった現地で学ぶこと、そういったものを総合的に勘案してフィンランドというふうに候補地を検討したということでございます。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。様々委員の質疑の中で流れが分かってまいりましたが、この寄附をされた方が特に指定をしている国があるわけではなく、国際交流に資することに活用してもらいたいという、そういう思いであったということが確認されました。

海外との交流の場を行政につくっていただくということは、非常にありがたいと思っています。海外に行きたいけれども、自分ではなかなか行けない。ただ、こういう場があることで視野が広がる大きな体験を積むことができると思いますので、ぜひこれは継続を、検証していただきながら、継続も進めていただきたいと思いますし、いろいろな国とつながっていけるというところから、平和への思いもできてるのかなと思いますので、国際交流ということは非常に大事な視点かなと思います。

この派遣事業という中で、少し私の印象としては、アントレプレナーシップ、いわゆる起業家教育という視点かと思いますが、ここがすごくインパクトがあって、ここだけが特化されているのかなという受け止めがあったのですけれども、ここはそうではないというところでもよろしいのでしょうか。先ほども課長からお話がありました。自ら学び生き抜く力を育てていくというところが大きな視点ということであって、この海外派遣の人たちを募集するに当たっては、例えば、アントレプレナーシップ教育に関心がある人に限った募集に偏ってしまうことがない方がいいのかなとは思っているのですけれども、そこら辺の考え方をもう少しお聞かせいただきたいと思います。

○勝亦総務課長

副委員長おっしゃるように、今回このグローバル人材育成という形で、様々な多様な視点ですとか、価値観ですとか、そういったものを学んでいただくということで、決して起業家育成の考え方で募集するものではございませんで、様々な価値観を学んでいただいたり、視野を広げていただく、そういった経験をしていただくということで参加いただけたらと考えてございます。

○新妻副委員長

ありがとうございます。募集に当たっても、より多くのいろいろな方が、壁をつくらずに応募いただけるような周知の仕方もご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○こしば委員長

ほかにご質疑はございますか。

○須貝委員

現在、外務省所管の特殊法人が2003年に設立されて、独立行政法人国際交流基金があって、ここにおいて総合的な国際文化交流を実施していると、日本で唯一の専門機関が今現在あるわけです。これ、県や都が実施することは理解できるのですが、寄附をいただくときに、こういう機関がありますよと、外務省所管の特殊法人がある、こういうところはもっと広く国際交流をやっていますということを、きちんと説明された上で寄附を受けたのか。

また、この寄附ですけれども、今までこういうことがなかったということと、5,000万円というのは大きいですが、国際交流、人材育成は分かるのですが、一時的な寄附により事業化していくというのは、何か不思議な気がするのですが、その辺について見解を教えてくださいか。

○勝亦総務課長

まず、寄附の応募先ということでございます。こちらのほうへ寄附のお話をいただいたときに、品川区にご在住の方で、品川区として、ぜひ国際交流を活発にやっていただきたい、品川区に国際交流を活発にやっていただいて、品川区の子どもたちに役立ててほしいという思いをいただいてございます。そういった意味で、品川区に寄附ということで、ありがたく頂戴いたしまして、他機関へのご紹介等は行っておりません。

そういった中で、一時的な寄附を事業に充てるのがというところでございますけれども、そういった思いを持ってご寄附をいただいておりますので、その貴重なご寄附を区民のために生かしていく、ご寄附いただいた方の思いを尊重しながら区民の方に役立てていくという形で事業化をしているものでございます。

○須貝委員

答弁に漏れがあるのですが、品川区に活発にやってほしいということですが、今までそこまでやっていないものに対して、こういうことで一時的な寄附によって、いや、これから活発にやっていくのですよというのは何か不思議な気がするのですよね。こうやって事業化されて予算もついて、予算はもちろんついていますが、こういう方面に様子子どもたちを、一部は、ある場所には、もちろん派遣していますけれども、それを今後もっと推進していくというのは、何か少し解せないということと、国際交流基金があるならば、そちらで寄附していただいたほうが、国民のため、都民のため、品川区民のためだと私はより思うのですが、そういうことは説明されたのですか。お気持ちは分かるのですが、今までそこまで事業化されていないものを、いや、これから始めるのだということも何か不思議な気がするのです。多くの方が国際交流をどんどん推進してくれという要望とか、別に取りわけあったわけではないのに、ここに来て5,000万円いただいて、区民のために、国際交流のために使ってくれと、何か少し違和感があるのですが、私の思い過ごしでしょうか。

○勝亦総務課長

まず、寄附につきましては、もちろん考え方は、委員おっしゃるように、寄附の先によって、その効果は、それぞれ活用のされ方で変わってくるかと思えます。そういった中で、ご寄附を頂戴するということにつきましては、まず、ご寄附される方の自発的なご厚意でございますので、こちらのほうで、「いや、品川区ではなくて、こちらに持っていきなよ」というようなご案内は、なかなか適当ではないかなと、自主性、自発性をありがたく頂戴するという対応をとってございます。

こういった外国への派遣という事業でございますけれども、確かに区のほうでは直接は実施してございませんけれども、長年、国際友好協会を通じまして、オークランドですとか、ポートランド、それからジュネーブ等々へ派遣をしたり、それから、ホームステイの受け入れ等々を行っての人の行き来の交

流はやってきてございますので、そういった意味では、海外にお子さん方を派遣するという事業については、トータルとしては、品川区国際友好協会と一緒にやってきた事業、今回、区のほうで予算は要求させていただきましたけれども、これを拡充していくという考え方を持っております。

○須貝委員

ということは、これから事業化していくなら人も増やしていかなければいけないし、様々な方針も立てていかなければいけないところに対して、あまりにも唐突というか、違和感が少しあったのでお聞きしたところです。

○こしば委員長

ほか、質疑はございませんか。

○松本委員

先ほど、継続性というところで、予算をこれからどうしていくのかというところも考えなければいけないと思うのですが、こういう寄附金の場合は、実際に行った子たちが大人になって、その後、自分たちの次の世代にということはよくあると思うのですが、これは多分、1,000万円ぐらしかかるので、数年しかもたないかなと、子どもたちが大人になるというのは、なかなかまだ時期は早いかもしれませんが、こういうものを見て、自分たちも、この基金に寄附したいのだという人たちは出てくる可能性はあるのかなと思っています。

その場合に、ほかの基金とかでも寄附金を募集していますということはよくあると思うのですが、こちらの基金については、今後は、そこはどうなるのでしょうか。

○勝亦総務課長

基金の寄附の募集の仕方については、重複いたしますけれども、そういったお声があって、ご寄附いただけるということであれば、積極的にご寄附をいただいて、基金を大きくしていくという考え方になりますので、今後、手法等については検討したいと思います。

○松本委員

では、多分こういうときに、大分前にほかの寄附の募集とかでもお話しした内容なのですが、やはり行った成果がある程度公開されて、募集するときには、こういうとてもいい効果がありましたよということを知りやすく情報提供すると、そこに対して気持ちよく寄附していただけるという方もいらっしゃるかと思いますので、その手法はご検討いただければと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

質問したかったことが1件あったのですけれども、賛成は賛成なので、意見として、国際友好協会がありますよね。それとの兼ね合いはどうなるのかなと思うのです。あちらはあちらで、こちらへお金を出して、国際友好協会ですべてやっていて、それでまたここで基金を使ってくるということは、品川区の行政の中に、そういう国際交流の場をつくるということですよ。なので、質問すればよかったのですけれども、これ自体は賛成はしますが、ただ、今後、役割分担をきちんとしていただかないと、別に国際友好協会はなくてもいいのではないかと、極端な話、そうなりますよね。だから、例えば委託するとかになってしまうのか、基金は基金でつくるけれども、でも、いろいろな業務は国際友好協会にお願いするというパターンになるのかということをはっきりしておかないと、同じことやっていると、二重行政になってしまうので、そこは今後しっかり調整を図っていただきたいという意見を申し上げて、賛成します。

○こしば委員長

それでは、これより、第11号議案、品川区国際交流推進基金条例について、採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時58分休憩

○午後 1時00分再開

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を再開いたします。

休憩中に1名の傍聴申請がありましたので、ご案内いたします。

(3) 第12号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

○こしば委員長

続きまして、(3)第12号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から、第12号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

職員定数につきましては、毎年度、業務遂行に必要な人員について見直しを行っているところでございます。

資料の1枚目、新旧対照表をご覧ください。

改正内容でございます。

第2条、令和7年度における職員の定数につきまして、今年度から37人プラスし、2,703人とするものでございます。

付則でございますが、施行日は、令和7年4月1日とし、また、定数を超える員数については、100人を限度として令和8年3月31日までは定数外とさせていただきたいと考えてございます。

おめくりいただきまして、2枚目の表面、裏面につきましては、所属別の定数の増減をお示ししてございます。さらにおめくりいただきまして、資料の3枚目は、職種別の定数の増減をそれぞれお示ししてございます。

説明は、こちらの資料をご覧くださいながらと思っておりますので、こちらをご覧くださいければと思っております。まず、一般事務でございます。合わせて23人の増でございます。

企画課は、SDGs施策などの推進に伴う体制強化のため1人の増。

財政課は、財政計画の作成、都区財政調整交付金調整業務への対応等のため1人の増。

税務課は、ふるさと納税業務の拡充に伴う体制強化のため1人の増。

総務課は、訴訟・審査請求対応、例規文書管理への対応等のため2人の増。

戦略広報課は、報道対応への強化等のため1人の増。

地域産業振興課は、女性デジタル人材マッチング支援事業など新規事業の実施に伴う体制強化のため1人の増。

スポーツ推進課は、デフリンピックの開催などに伴う体制強化のため1人の増。

子ども家庭支援センターは、保健センター3か所に地域子ども家庭支援センターを開設することに伴う体制強化のため1人の増。

なお、この体制強化につきましては、今の事務の1人に加えまして、後ほどご説明いたしますが、福祉9人、心理1人、保健師3人、計14人の増としてございます。

続きまして、子育て応援課は、大学生向け奨学金事業、実質ひとり親家庭への独自給付金支給事業など、新規事業の実施に伴う体制強化のため4人の増。

品川区児童相談所は、各種相談援助業務への対応のため1人の増。

高齢者福祉課は、介護人材確保・定着、育成業務への対応強化のため1人の増。

高齢者地域支援課は、高齢者の住まいの相談への対応強化のため1人の増。

地域医療連携課は、災害時医療体制の強化等のため1人の増。

住宅課は、住まいの総合相談窓口の開設に伴う体制強化のため2人の増。

環境課は、ゼロカーボンシティしながわの実現に向けた省エネルギー対策事業の拡充等に伴う体制強化のため1人の増。

防災課は、マンション防災推進事業など、新規事業の実施に伴う体制強化のため1人の増。

学務課は、各種無償化事業の実施等に伴う体制強化のため2人の増としてございます。

続きまして、福祉でございます。こちらにつきましては、合わせて16人の増としてございます。

子ども家庭支援センターへの9人につきましては、先ほどご説明申し上げました地域子ども家庭支援センターの開設に伴う体制強化によるものでございます。

続きまして、ひとり親支援事業の拡充に伴う体制強化のため、子育て応援課に1人、相談受付体制の強化のため、品川区児童相談所に2人、各種相談支援体制の強化のために、障害者支援課に1人、ケースワーク業務増への対応のため、生活福祉課に3人、それぞれ増員をしてございます。

保育士につきましては、保育園の民間委託化に伴い15人を減としてございます。

心理につきましては、先ほどと同様に、地域子ども家庭支援センターの開設に伴う体制強化によるもので、子ども家庭支援センターに1人増員としてございます。

土木でございます。こちらにつきましては、地域交通事業の充実に伴う体制強化のために、地域交通政策課に1人増員をしてございます。

建築につきましては、庁舎跡地等の活用計画策定などの業務量増への対応のため、新庁舎整備課に1人増員をしてございます。

電気につきましては、建築物の計画認定に係る審査業務量の増への対応等のため、建築課に1人増員をしてございます。

衛生監視でございます。こちらはアスベスト対策事業等に係る業務量増への対応のために、環境課に1人増員をしてございます。

保健師でございます。合わせて9人の増でございます。

地域子ども家庭支援センターの開設に伴う体制強化として、子ども家庭支援センターに3人、健診事業の拡充に伴う業務量増への対応のため、健康課に1人、感染症発生時における疫学調査の実施など業務量増への対応のため、保健予防課に1人、産後ケアサービスの充実、5歳児健診の実施など、各種母子保健事業に係る業務量増への対応等のために、品川、大井、荏原保健センターに各1人、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る業務量等への対応のために、国保医療年金課に1人、それぞれ増員をしてございます。

歯科衛生でございます。こちらは庁内における関連業務の全体調整、歯科医師会など関係機関との調整に係る業務量増への対応のために、地域医療連携課に1人増員をしてございます。

栄養士でございます。こちらは食生活改善事業の充実に向けた業務量増への対応のため、生活衛生課に1人増員をしてございます。

用務でございます。こちらは退職不補充とし、業務の委託化にて対応をしてございます。令和7年度は、学校におきまして実数に応じて減員をしてございます。

固有教員につきましては、段階的な増員に向けた対応として、4人増員としてございます。

教諭につきましては、幼稚園の廃園に伴い、3人減員としてございます。

以上、合計で59人の増、22人の減といたしまして、差し引き37人の増としてございます。

4枚目の資料につきましては、参考として昭和58年度以降からの定数条例における職員数を掲載しております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

全体で37名増ということで、ここは職員の皆さん、結構人材不足がそれぞれある中で、これだけ増えたというところでは評価したいと思うのですけれども、まず、保育士、15人の減ということで、先ほど、民営化に伴うというご説明でした。そうすると、大井保育園でしたか。どこの保育園か分かれば伺いたいのと、教諭のところでも、幼稚園閉園に伴ってということで、これも伊藤幼稚園でよかったですでしょうかということを確認させていただきたいのと、保健師を9名増やしてということで、増やしていくことも、今、保健師は大変だというふうにお答え等もいただいているのですけれども、増やした上で、働き続ける方もなかなか、要は、定着が大変という話もお聞きするのですけれども、この間の状況なども分かれば伺いたいと思います。

○宮尾人事課長

まず、保育士のところでございます。

今回、保育士を減としている案とさせていただいておりますが、こちらは具体的には、大井保育園の民営化というところでございます。

それから同様に幼稚園でございますが、委員お見込みのとおり、こちらは伊藤幼稚園に関する部分でございます。

それから、保健師の定着というところでございますが、保健師に限らず、やはり普通退職、定年前の退職は、一定程度、職種に関わらず発生しているという状況でございます。特にやはり若い年代の職員が、一定程度、普通退職の中で割合を占めているという状況がございますので、こちらは私どもも採用の確保と同時に定着というところは大きな視点として持ち合わせているところでございます。引き続き、こちらについても万策を尽くしてまいりたいと思っております。

○石田（ち）委員

分かりました。保育園の民営化に伴う減ということで、大井保育園と。そうすると、区としての方針としては、5園程度を民営化ということで進めていると思うのですけれども、今、もう5園目でしたか。そこが分かれば伺いたいのと、保健師に限らず、若い世代で退職するということが多いという話でしたけれども、どこの課で多いとか、そういう特徴みたいなものがあれば教えてください。

○宮尾人事課長

保育園の民営化というところでございますけれども、こちらは委員お見込みのとおり、大井保育園が5園目となっております。

それから、若い世代の退職というところで、特にここの部署に集中しているとか、そういう特徴的な傾向は見られないところでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。私たち、保育園の民営化には反対しているところですが、着々と進んでいるというところで、やはり保育士、要は、ベテランといいますか、質の高いといいますか、そうした保育士たちが増えていくことで、品川区全体の質の上昇とかにもなっていくと思っておりますし、これ以上の民営化は、ぜひやめていただきたいとも思っています。幼稚園も同様ですが、この固有教員のところで4名増やしているということですが、質問等でも取り上げていますけれども、病休や産休の代替職員が、担当がないという学級も生まれてきているということも指摘させていただきましたので、さらなる増員をしていただきたいと思います。そして、今後新たな施策がどんどん進む中で、職員の力は本当に重要になってきますので、働きやすい職場、そして、さらに区民への行政サービスが充実するよう

にさせていただきたいなと思っています。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

○西本委員

まず、1ページ目の付則のところ、2の「定数を超える員数については、100人を限度として」ということなのですが、これはどういう意味なのですか。もう少し詳しく教えていただきたいのですが、それでも、「定数外とする」というのは、どういうカウントの仕方をするのですか。

○宮尾人事課長

定数を超えると、付則の2のところでございますけれども、こちらは、育児休業や病気休職で年度途中で欠員になる職員が一定数おります。そういった職員が年度途中で復帰をしたときに、休みに入る職員が1人、それから、その後を埋める職員が1人、それぞれをカウントしてしまいますと2というカウントになりますので、休んだ職員を定数外というふうにカウントさせていただいているところでございます。

そういった職員が年度途中で復帰をしても、その年度内において100人を超えない範囲内で、令和8年3月31日までは定数外として扱う、このような意味合いでございます。

○西本委員

今の件なのですが、そうすると、例えば、定数外にしていて復帰されますよね。そういう場合の定数はどういうふうに反映するのですか。もともと補充しているわけではないですか。補充している人がいて、休んでいる人が除外になって、だけど、その方が復帰したら、補填された方の定数はどういうふうに反映、その人はまた外されてしまうとかですか。

○宮尾人事課長

年度途中で休みに入った職員につきましては、年度末までは一旦定数外という扱いをさせていただいております。その間に補充をしていた職員は、いろいろな補充の仕方もあるのですが、例えば、戻ってきたらどこかに異動をしてもらおうというようなやり方もございますし、復帰をしたのが年度末間際でしたら、もうそのままいてもらうというようなこともございます。

また、補充をした職員が人材派遣で来てもらっているような方だったら、その復帰時期を見込んで契約を結ばせてもらったりですか、そのような形で運用をさせていただいているところでございます。

○西本委員

少し仕組みが分かってまいりました。

それで、先ほど、職種等の増員で減という形でご説明いただいたのですが、これ、明日の報告事項の中にある組織改正とリンクする話ですよ。かなり新規事業のために何人とかという話があるので、報告事項と、これは議案だから、判断するときに、そもそも組織改正があるのであれば、それが妥当なのかどうかという議論が先だと私は思うのです。

だから、それでない、定数を増やしてというのは、これは本当に、極論は、この部署、要るのかという話です。新しくできる部署のために1人という形でカウントしているのだとすれば、いやいや、それは要らないでしょうという話になったら、こちらをカウントするのはおかしいよねと当然なってくるのではないですか。今の説明だと、新しく事業を始めるからという場合もあれば、臨時的に備えて、多分、デフリンピックなどもそうですね、一時のためのという形になりますね。なので、そうなってくると、一時の人は終わったらどうになってしまうのか、終わってしまうから、来年また定数が変わるのかとか、

新規事業はどのぐらいあって、どのぐらいを補充としているとかというところが少し見えづらいかなと思ったのです。これをざくっとご説明いただければありがたいです。

○宮尾人事課長

まず、組織のところでございますけれども、こちら我々、当然、企画サイドとも連携を図りながら、必要な組織、それから、それに見合う人員を精査させていただいて、こちらの人数を積算しているというところがございます。

また、実際に業務量は、もう本当に年度、言ってみれば、日々変動していくものでございますので、こちらにつきましても、増の局面、それから減の局面、両方ありますので、そちら両方を捉えて適切な定数を積算しているというところがございます。

○西本委員

一時、デフリンピックみたいな形で業務量が非常に増えるという場合にプラス1とか増員するわけです。それが終わった場合には、その部署はなくなってくるではないですか。その部署の人たちは、また次年度の考え方次第ということになるのですか。当然それは要らなくなるわけですよね。

○宮尾人事課長

今、委員お見込みのとおり、例えば、令和7年度に存在していた組織が、もう令和7年度中に役目を終えて令和8年度になくなるというようなことも往々にしてございます。そういう場合には、当然ですが、職員の数、定数につきましても、それに連動する形で設定をする、組んでいくというような考え方になります。

○西本委員

ありがとうございます。

37名いるということは、人件費がどのぐらい増えてくるものなのかなという部分と、それから、再任用の方々は入らないですよね。再任用、例えば、管理職の方々とかはこの中に入らない、カウントしませんよ。その方は、さっきの付則の中に入ってくるものなのではないでしょうか。その割り振りはどうなっていますか。

○宮尾人事課長

まず、人件費の部分でございますけれども、こちらは、先日の第1回定例会の本会議のところでも若干触れさせていただきましたが、雇用主負担分を含めた社会保険料等も含めまして、本当にざっくりではありますけれども、大体1人当たり800万円程度を念頭に置きながら、人数、それから予算は積算をさせていただいているところがございます。

それから、再任用とか管理職とかというところがございますけれども、フルタイムの人をカウントします。再任用でも、例えば短時間の勤務の者は、ここには数字としてはカウントされない。あくまでもフルタイムの職員をカウントしているということでございます。

○西本委員

ありがとうございました。人件費は、1人当たり800万円ぐらい、37人だったら、掛けて37人という計算、大体そのような感じということですね。分かりました。

あと、カウントのほうも、フル勤務がこの中に入ってくるということですね。分かりました。

一番最後のページを見ると、行革がかなり行われたときがあったのです。マイナスになっているところがかなり、この時代は行革をかなり激しくやっております、人員削減とか、だから定数もかなり下げたのですよね。それで何とかなる中でのやり取り、それから外部委託とかという形で定数を減らそう

という動きがあったのが、この表の中でもマイナスになっているところだと思うのです。そこが最近、プラスになっているのです。もちろん保育園が増えたり、いろいろな業務が増えてきた。コロナ禍もそうですけれども、そういうものがあって、職員の数は増やしていくということはあるとは思いますが、これも、考え方なのですけれども、どういうときに増やす、削減する、行革はやっていかなければいけない部分だと思うのです。だけど、必要な部分で当然あるわけなので、その増やしていく、減らしていくという決定する要因は、何か決まりみたいなものはあるのですか。

○宮尾人事課長

人員を増やす、減らしていくというところの考え方でございますが、前提として、次年度の業務量がどうなっていくかというところがやはり大きなところでございます。そこをベースに、増えていくのか、減っていくのか、あるいは業務のアウトソーシング、こういったことで対応できないか、こういうところをトータルで考えさせていただいて、ここはやはり職員でないと担えない部分、ここは外注、アウトソーシングで担える部分というところを見させていただいて、その上で、結果として、ここ数年の傾向ですと、増となっているという傾向でございます。

○西本委員

最後にですけれども、確かに次年度の業務量によって人数は当然調整していくということになるので、上限はありますよね。当然ながら、人件費が高くなっていく、含まれてきますよね。そうすると、どのぐらいまで人員を増やしていいのか、今の税収とかを含める、財政規模からいうと、どのぐらいまでという大体決まりはあるのですか。4,000人ぐらいは大丈夫だとか、ここは3,000人ぐらいに抑えておかないと考えるのか、その点はどう考えられているのですか。

○宮尾人事課長

具体的な数のイメージは持ち合わせておりませんが、一部重複してしまっていますが、やはり次年度以降に、品川区はどういう課題、テーマを持っているのか、単年度での業務量の見込み、それから、中長期での見込み、こういったものも考えながら、1年1年しっかりと業務量を精査して行って、それに見合う職員の数を確保していく、こういう考え方でございます。

○西本委員

ありがとうございました。

これ、本来は、先ほども言いましたように、組織を見ないと、要は、今ご答弁あったように、次年度の業務量があって、そこから付随して出てくると思うのです。なので、本来は、報告事項の組織改正を議論した上で、それだったらこれぐらいの人が必要だよという議論だったら分かりやすいかなと思ったのですが、性格上、分かれてしまうのは仕方ないにせよ、これは予算とか事業の展開とかによって、大分人材が変わってくると思うのです。無駄がないのかどうか、同じような業務をやっていないかどうか。私も決算特別委員会でも、この項目はダブっているのではないのかというような指摘をしていますけれども、そういうところがありますけれども、そういうこともきちんとしていかないと、結局、新しい部署ができました、新しい課ができました、そこに当然人が必要です。だけど、こちらのほうでも同じことをやっているとするれば、別に1人増やさなくても、まとめて少しプラスアルファで事業の展開をすればいいのではないのかということもできるわけです。それが新しい業務が出てきて、何か似たようなことをやっているのだよねということだと、それは、やはり税金の使い方としてどうなのだというところがあるので、今後それを意識していただいて、明日の議論になると思いますけれども、人事課、企画課なのか、それをしっかりと考えながら、大きいですから、人材、すごく大きな額が動いてし

まうので、ぜひお願いしたいと要望で終わりたいと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

○まつざわ委員

私も代表質問で人事には触れさせていただきまして、人を増やしていくということは、それこそ行財政改革でいいますと、実際に言うと、もう1,000人ぐらい減っているのです。もともと3,000人いたものが2,700人、今、2,700人ですが、以前は1,000人ぐらいの人が減ってきたという歴史を学びながら代表質問させていただいたつもりなのですが、これ、少しずつ増員して、そういう部分に関してはすごく評価しているのですが、例えばこういうものは、どこにどれだけの人員が足りないということが各部署でありますよね。今の説明だと、新しいことをやるから1人増やしていくというのは、私も同じで、そういうことではなくて、結局、区長の所信表明、2040問題、少子高齢化が大変だと。例えば、これ、大変だということ、私などは、例えば企画経営部の方たちはそこら辺の一番あおりを受けたりとか、健康推進部なども絶対あおりを受けていくということが目に見えて分かる部分があって、例えばそういうところに、しっかりした増員をしていくという考え方もあると思うのです。ばらばらにこうやって1名ずつ、福祉などは16人いますけれども、そういった各所管でのこういう意見交換があるのか教えてください。

○宮尾人事課長

こちらの定数を本日お示しするまでに、当然ですが、全ての部署としっかりとヒアリングを行わせていただいております。

今、委員からお話のありました基本的には新規事業がイコール事務量、業務量の増に結びつきやすいというところはありますけれども、では、それ以外にも、例えば新規事業がないからといって全く増員を行わないという考え方ではなく、その辺は目に見えにくい業務量増に対しても、今回の案でもそうですけれども、しっかりと増員を図ってきているという考えを持ってございます。

○まつざわ委員

例えば、事務事業評価シート、これも大変すばらしいのですけれども、これも職員から聞くと、やはりなかなか大変な作業でありますので、これは多分、全体だと思うので、全体の悩みと言うと怒られてしまいますけれども、なかなか仕事量も多くなってくるということがあるので、そこら辺も鑑みると、やはりもう少し多様化、グローバルにやっていきます。今の流れ的にも、多様化という言葉の流れの中で、いろいろなことを詰め込んでやらなければいけない。いろいろなものを幅広くやっていかないと、なかなか難しい世の中のかなということは分かっているつもりですので、やはり必要なところには必要に応じて、ウェルビーイングというのは、皆さんの働きやすい環境があつてこそだと思っていますので、そこら辺はしっかりとこれからも引き続き頑張っていきたいなと思います。

○こしば委員長

ほかにご質疑はございますか。

○須貝委員

毎年、定数条例改正ということで、それぞれ努力されていると思います。ただ、自治体というのは民間の企業とは視点が違うと思うのです。まず第一に、時代が、毎年、社会変化、環境が大きく変わってきて、区民ニーズも本当に多様化している。様々な分野、事業においても困っている、区民の方が様々な分野でやはり大勢出ているのです。本当に1つの部署だけに、介護なら介護、福祉なら福祉だけに集

中しているのではなくて、医療だ、教育だ、産業経済だ、様々な分野で多様化して困っている区民が多い。

そういうことを鑑みると、やはりできるだけ職員は投入していただきたい。私らはいろいろ相談を受けるのでよく分かるので、やはり困っている人がこれだけ多いということは、やはり区民サービス、区民を支援するというのを、そういう観点から、人事、採用というもの、定数条例も考えてほしいと思います。効率化、いろいろあるかと思えますけれども、やはり自治体は、民間企業と違って、効率化というよりは、まず働く人が、無駄なくもありますけれども、いかに働きやすいか、そういう働きやすい大勢の職員の方がいたら、多くの方を支援できる、寄り添えるということを考えると、絞っていくのではなくて、今の時代は、できるだけ支援に回るように考えてほしいと思うのですが、その辺について少しご見解をお聞かせください。

○宮尾人事課長

私どもが職員の定数を決めさせていただくときに、一番に頭にあるのは、やはり区民サービスをしっかりと提供する、そのための体制をつくることだと思っております。そのために必要な増員を図る、あるいは、役目を終えたもの、組織については、しっかりと閉じて、人員も、その分、減らして、必要なところに振り向ける、こういったところで全体として区民サービスを決して低下させることのない、そういう人員体制、定数をしっかりと積算して、ご提案を今後もしていきたいと思っております。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

共産党は、増員したことは評価したいと思うのですが、必要なところへの補充も大事なことだと思うのですが、やはり反対の声や疑問の声がまだまだある保育園の民営化、そして幼稚園の閉園、ここで多くの職員が削減されるというところを見て、反対したいと思います。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第12号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○こしば委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(4) 第13号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○こしば委員長

次に、(4)第13号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦総務課長

それでは、第13号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

まず、概要でございます。

本案でございますけれども、刑法の改正に伴いまして、区の関係する条例の規定を整備するものでございます。

この刑法の改正でございますけれども、改正する法律につきましては、令和4年6月に成立、公布されてございます。施行日が令和7年6月1日からとなっているものでございます。

改正内容でございます。

刑罰としての「懲役」および「禁錮」が廃止されまして、「拘禁刑」が創設されることとなっております。このため、影響のある関係規定を整備するものでございます。

まず1つ目としまして、職員の分限に関する条例でございますが、本文中、第5条の3第1項の「禁この刑」という記載を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に2つ目、品川区特別区税条例でございますが、本文中、第66条第1項の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

続きまして3つ目、品川区プールの管理に関する条例でございますが、本文中、第11条の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に4つ目、品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例でございますが、こちらの改正付則中の第2条第5項および第6項の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

項番3、施行日でございます。

令和7年6月1日となります。

それぞれ新旧対照表をつけてございますので、ご審議のほど、よろしく願います。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

刑法の一部を改正する法律で、「懲役」という言葉と「禁錮」という言葉が廃止されて、これらが「拘禁刑」に統合されるというか、創設されるということで、「懲役」と「禁錮」という言葉がなくなってしまうので、入っているものは「拘禁刑」に置き換えるという文言整理ということでもいいでしょうか。確認させてください。

○勝亦総務課長

刑法の改正の部分でございます。

おっしゃるとおり、「懲役」、「禁錮」が廃止されまして、「拘禁刑」が創設されてございます。

考え方としては、統合というようなイメージを持っていただければと思います。

○こしば委員長

ほか、ご質疑はございますか。

○西本委員

今、調べたら、「拘禁刑」というものが、「懲役」と「禁錮」を一本化した刑罰ですということで、2025年6月1日から法律が変わるのですね。これ、一本化ということは、この罰則がどういう形に変わるのであるか。変わらないのでしょうか。「懲役」と「禁錮」というものが区別されていたと思うのですが、それがどうなってしまうのか。そこら辺はどうでしょうか。

○勝亦総務課長

今回のこの令和4年6月の刑法の改正でございますけれども、まず、現行の懲役刑につきましては、刑事施設の中に拘置して所定の作業を行わせる刑罰ということになってございます。禁錮につきましては、刑事施設に拘置するというような刑罰になってございます。

これに対しまして、拘禁刑につきましては、「刑事施設に拘置する」、その上で、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」ということになってございます。

刑務所内の拘置、それから作業を柔軟に行うことによって、いわゆる一律ではなく、作業と指導の組合せによって個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇、社会復帰を支援していくものというふうに捉えてございます。

○西本委員

それで、職員に関すること、それから特別区税に関すること、それから品川区プールの管理に関する事などということで、今回出ているのです。具体的に何か例はあるのでしょうか。今までの事例とか、今後こうなりますとか、そういうものは何かありますか。あまり聞いたことがないので、例にないのかもしれないのですが、ただ、職員に関する事というのは、どういうふうになるのかということを確認したいのですけれども。

○宮尾人事課長

今回のこの条例の中に職員の分限の関係の条例が1つ入ってございます。今、委員がおっしゃられたとおり、ここまでのレベル感のところまで達するケースはなかなかないということで、私もここ数年のところを見たのですが、ここに該当しそうなケースはなかったというところでございます。

なので、今回の影響ですけれども、この条例の改正によって直ちに何か体制に大きな影響を与えること

かという見込みは立てていないところでございます。

○西本委員

例として、「失職の例外」と書いてあるのです。その中を見ると、「職を失わないものとする
ことができる」と書いてあるのですけれども、これは、拘禁刑に処せられた方は、職員を続けられるという
意味なのでしょうか。これはどういう意味なのでしょうか。

○宮尾人事課長

この刑に処せられた職員のうち、この条文のままになってしまいますが、過失によるもの、ある
いは刑の執行を猶予された者、この2類型に該当するものについては、情状によって失わない、失職を
しないとすることができるという、こういうもともとの条例になっております。

○西本委員

そうすると、ここまでなっているケースはないと思うのですが、ただ、懲罰とか、いろいろあります
よね、最近。報告義務が出てきているので、ホームページのほうにも、職員の名前は出ませんけれども、
処分しましたということが、今現在、報告があるのですけれども、それとこの関係性は何かあるのです
か。今までのケースは、ここまでいかない状況だからここまでいっていないという認識でいいのか、こ
ういうことができることによって、さらに厳しく報告義務が連動するような状況になってくるのか、そ
の辺の兼ね合いはいかがですか。

○宮尾人事課長

現在、一定程度、処分が発生した場合には、ホームページ上で公表をさせていただいております。

今回も、この条例の改正によって、特にその考え方に何か影響を及ぼすものではございません。引き
続き、そういったことが少しでも発生しない、しにくいような組織づくりに努めてまいりたいと思っ
ております。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第13号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(5) 第14号議案 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○こしば委員長

次に、(5)第14号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から、第14号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

1番、概要でございます。

本件は、東京都人事委員会勧告に伴い、東京都地域保健事業連絡協議会におきまして、医師の出務時の日額報酬が改定されたことを踏まえまして、非常勤職員に係る報酬の上限額を見直すというものでございます。

2番の改正内容でございます。

表の各項目のところ、月額、日額、時間額につきまして、それぞれ資料に記載のとおり、改正をするというものでございます。

3番、施行日でございますが、令和7年4月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田(ち)委員

これが人事委員会勧告を踏まえてということなのですが、若干ですけれども上がっているのですが、上がった理由を伺いたいと思います。

○宮尾人事課長

今回の改正は、先ほど説明の中で少し触れました東京都地域保健事業連絡協議会にて報酬が改定され

たということなのですが、その基になる改定といたしましては、昨年の秋に出されました東京都の人事委員会勧告の給与改定率がベースになってございます。こちらがプラスの改定でございましたので、今回、それに連動する形での改定というところでございます。

○こしば委員長

ほかに質疑はありますか。

○須貝委員

東京都人事委員会勧告を踏まえて、あと、東京都地域保健事業連絡協議会にて、医師の出務時の日額報酬が改定されたことに伴い、非常勤職員に係る報酬の上限額を見直すということではありますが、なかなか今、区民が大変な中で、このように少しずついろいろな方面で上がっていくということも、東京都人事委員会に対して、区としてもいかななものかぐらい、私は、そういうことを指摘したほうがいいのではないかと思います。確かに物価も上がって、それぞれ大変だとは思いますが、そういうことも言うべきではないかと思います。

今回の件に関しては、別に反対はいたしません。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第14号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(6) 第15号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○こしば委員長

次に、(6)第15号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から、第15号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

1番、趣旨でございます。大きく2点ございます。

(1)番、雇用保険法の改正に伴うものでございます。

初めに、雇用保険法と退職手当条例との関係についてですけれども、公務員には雇用保険法が適用されませんが、職員の退職後、失業している場合には、雇用保険法に定める程度のものについては保障する必要があるとの考え方に基つきまして、本条例で必要な事柄を定めております。今般、その雇用保険法が改正されたことによりまして、それに連動する形で所要の改正を行わせていただくというものでございます。

具体的には、雇用保険法の改正で、失業等給付における就業手当が廃止されることに伴い、これに相当する退職手当について定めている本条例第13条などについて、法に連動させる形で改正を行うものでございます。

なお、失業者の退職手当とは、在職期間が短い職員が退職した場合など、退職手当の額が雇用保険法の規定による失業給付の額に満たない場合に、その差額を失業者の退職手当として区が支給するものでございます。

資料には、その概念をお示しするものを記載してございます。

(2)番、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

2番、改正内容でございます。

(1)番、雇用保険法の改正による規定整備でございます。

①番、就業手当の廃止による規定整備でございます。

雇用保険法による就業手当が廃止されることに伴いまして、本条例の相当する部分について、文言の削除および整理を行うというものでございます。

なお、雇用保険法による就業手当とは、受給資格者が職業に就いた場合であって、基本手当の所定給付日数の一部を残して就業した場合に支給される手当でございます。

②番、地域延長給付期間の延長でございます。

法改正によりまして、こちらの給付期間が2年間延長されることに伴いまして、これに準じている条例の規定について、同様にこれを延長するという改正を行うものでございます。

なお、地域延長給付とは、雇用情勢が悪い地域にお住まいで、かつ重点的に再就職の支援が必要であ

ると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて基本手当が延長されるという制度でございます。

(2)番、刑法改正に伴う規定整備でございます。

刑法の改正によりまして、懲役・禁錮が廃止されて、拘禁刑が創設されることに伴いまして、条文中の「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

3番、施行期日でございます。

(1)の雇用保険法改正に伴う規定整備は、令和7年4月1日、(2)の刑法改正に伴う規定整備につきましては、令和7年6月1日とそれぞれしてございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

2の改正内容のところの①就業手当の廃止、手当が廃止されるというところがすごく気になっていて、要は、もらっていた人がもらえなくなるということだと思うのですが、区の条例の改正で該当する方がいたのか。今後、就業手当の廃止によって影響を受ける可能性があるのか、そこを伺いたいと思います。

○宮尾人事課長

就業手当の廃止に伴う区職員への影響というところでございますけれども、まず、就業手当というものが、そもそも国のほうでも雇用手当のほうでも幾つかある手当のうちの1類型というのでしょうか、という種類なのですが、これが他の手当に比べて、かなり支給実績が少なくなっているということで、その見直しの一環で整理をされているという前提がまずございます。

区に当てはめてみてどうかというところなのですが、そもそも、この手当をもらっている職員が、全体で見ても、今年度、今のところ、まだお一人ということで、去年は実績はゼロでございました。

ということを考えますと、影響としては、ゼロではないにせよ、それほど大きな影響を及ぼすものではないのではないかとこの見立てを立てているところでございます。

○こしば委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第15号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(7) 第16号議案 品川区職員の退職管理に関する条例

○こしば委員長

次に、(7)第16号議案、品川区職員の退職管理に関する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から、第16号議案、品川区職員の退職管理に関する条例について、ご説明を申し上げます。

1番、概要でございます。

このたび、職員の退職管理の適正を確保するため、職員の退職管理に関する条例を新たに制定するというものでございます。

2番、制定内容でございます。3点でございます。

(1)番、再就職者による現職者への働きかけの規制でございます。

課長級であった職員が再就職した場合に、離職後2年間、離職前5年間に課長級であったときの職務に関して現職職員への働きかけを規制するというものでございます。

なお、部長級職員につきましては、地方公務員法におきまして既にこの規制の対象となっております。

(2)番、再就職者に対する再就職状況の届出の義務付けでございます。

管理職であった職員が、離職後2年の間に再就職をした場合、任命権者に対し、資料に記載の下記の事項の届出を義務づけるというものでございます。

(3)番、届出事項の公表でございます。

(2)による届出があった場合には、資料に記載の下記の事項につきまして、毎年度公表することといたします。

3番、施行日でございますが、令和7年4月1日を予定してございます。

4番、その他でございます。

本条例の制定に伴いまして、品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の公表事項に「職員の退職管理の状況」を追加するというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

部長級、課長級の方々が再就職したときに、どこに行ったというか、再就職先名称だったり、そこでの業務内容や地位が公表されるということで、私たちも「天下り」という言い方をするときもあるので、すけれども、職員の方々がどこに行ったのかということは、結構注目しているところでありまして、それが公表されるということで、よかったなと思っているのですけれども、この(1)の現職職員への働きかけというのは、要は、うちに来ないかとか、そういう引っ張るという感じのことなのか、この働きかけを規制するというのは、具体的に何が規制されるのかということを知りたいのと、2年間公表されることになるということですので、そうすると、区の職員を辞めて、2年たってから再就職したような方などは、これの対象にはならない。2年以降に再就職された方は、就職先とかは公表されないということになっていくのか伺いたいと思います。

○宮尾人事課長

2点、ご質問をいただきました。

まず1点目の働きかけの内容でございますが、これは少し先ほどの説明と重複いたしますが、その職員が退職前5年間の間に就いていた仕事、その仕事に関連するようなことを、例えば職員に依頼をしたりですとか、そういう職務上のものに関しての規制がかかってくるものでございます。

それから、離職後2年間というところでございますが、こちらは委員のお見込みのとおり、退職してから2年を経過した後については、今回の条例案では届出の規制の対象とはならない、対象外となるという条例の設計にしております。

○石田（ち）委員

分かりました。これ、他区では公表されたりしていたので、この条例が他区ではもうあるということだったのかということと、もしそうなら、なぜ品川区は、今この条例改正をするに至ったのかを伺いたいと思います。

○宮尾人事課長

2点、ご質問を頂戴いたしました。

まず、23区の状況ですが、こちらはあくまでもホームページなどで公表されている情報ベースにはなりますけれども、確認しましたところ、現在、23区で15区が条例を制定済みだということを確認してございます。

なぜこのタイミングで条例を制定するのかというところでございますけれども、やはり背景といたしましては、定年延長、それから役職定年の導入がございまして、今後、管理職が60歳以降、区に残って

働く場合には、原則として、課長補佐に降任をするということがございますので、こういう状況を鑑みますと、今後、区を退職する管理職の中には、退職前の経験を生かして様々な分野で活躍をしたいと考える者も出てくるのが想定されるところでございます。こういったことから、今回、条例を制定して、再就職に関して、公平性、透明性を確保するという趣旨でございます。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

○西本委員

具体的に、再任用とか役職定年とかいろいろあるではないですか。今、60歳が定年ですよ。教職員とかはまたいろいろ変わってきているので、職員はどういうふうに変わってくるのか。再任用とかも含めて、立場的にどう変わってくるのか、まず教えてください。

○宮尾人事課長

まず、管理職は、60歳に到達した年度の翌年度の4月1日からは、原則として課長補佐に降任いたします。

今現在は、定年が61歳になりますので、今年度でいうと、1年間、課長補佐として仕事をする、そして定年を迎える、その後は、本人の希望で、例えば65歳まで再任用として働いていただく、そういう仕組みになります。

その定年年齢が、今、少しずつ後ろにずれていって、最終的には65歳定年ということになってございます。

○西本委員

最終的に、課長補佐という立場は、今後、65歳まで延びるという認識でいいのですね。

ただ、働きかけの規制というのは、まず難しいなという思いがあって、もったいないなと思う部分と、非常に立場的につらい立場にいらっしゃるような状況になるのかなと、そうすると、ますます残る人が少なくなってくるのかなという思いがあるのです。

やはり今まで課長職の方が、それなりのお仕事をされていて、実力もいろいろあるわけですよ。その方が残って、でも、口出しをできないという状況は、つらいよなと思いつつ、それは本当に品川区にとっていいのか、どうなのかと、働く側としては、少しつらい部分があるのかななどと。なので、今後、こういう道を選ばれる方は少なくなっていくのではないかと思います。その見立てはどうですか。残っていただける方はいらっしゃると思いますけれども、多分、本人はとても厳しい状況なのではないかと思うのです。その状況を教えてください。

それと、(3)の届出事項の公表、これは本当にしてほしかったのです。能力ある、知識とか技術も含めて、実力のある方が、いろいろなところに行っていただくのはありがたいのです。ありがたいことなのですが、やはり天下りという、嫌な言い方だけれども、そういう見方もされてしまう部分があるので、この公表とともに、もう少しきちんとやっていかないと、「ああ、これ、天下りだよ」という、そういうとらわれ方だけではなくて、やはりこういう仕事をやっていて、品川区にとっては、メリットというか、活躍していただきたいという、そういうことも備考とか、そこら辺で説明できる部分があるのかなと思うのです。やはりそれだけだと、天下りはあってはいけないし、そういうとらわれがちなどころがあるので、そこも回避できるような公表の仕方が、品川区として何かできるのですか。こういうものは、もうとにかく誰々、どこどこ、いつとか、そういうことだけなのか。それとも、こういう方はこういう仕事をやっていて、今こういうところに行って、こういう活躍をするという、そういう注釈を

つけるということは可能なのでしょうか。

○宮尾人事課長

役職定年を迎える管理職が、その後どういう選択肢をお選びになるかというのは、その点については、しっかりと、これまでも情報提供をしておりますし、これからもそこはしっかりとやっていって、複数の選択肢がある中で、どういう選択をとると、どういうことになるのかというところは、しっかりとこれからも情報提供をやっていきたいと思っています。

それから、公表についてですけれども、現時点では、先ほど申し上げた資料にも記載のある項目についての公表というところで考えているところがございますけれども、なぜ公表する必要があるのか、こういったところは、やはりしっかりと趣旨、なぜこういう制度を導入するのかという趣旨については、様々な機会を捉えてしっかりと発信をしていければと思っています。

○西本委員

選択するのでから個人の自由なので、いろいろな道があると思うのです。60歳というと、まだまだ働き盛りだし、貢献をしていただきたいという思いがありますので、いろいろな選択肢の中の1つとして選んでいただければなと思います。

公表については、少し考えてほしいのです。というのは、名前とか、場所とか、地域とかが出ますよね。そうなったときに、やはり自分の思いと違うところの影響が出てくると、あまりフェアではないかなという思いがあるのです。なので、この方は、こういう仕事やっていて、こういうものを生かしてここに行っているとかという、多少そういう、公表できる範囲の中でやれると、品川区にとってのいい方向での人材なのだなど、品川区にとってはメリットがあることなのだなど見ることができれば、あまり誤解を生まない状況になれるのかなとも思いますので、今後それも含めて考えていただければと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

○松本委員

この条例ですけれども、先ほど、15区設置されているというお話で、多分、平成28年が一番制定したところが多かったというところで、少し遅くなったなというところは少しあるのですが、内容面でも、先ほど、再就職先の公表ですけれども、部長級は既に地方公務員法であるということで、今回、課長級ということなのですけれども、ほかの自治体を見ると、必ずしも課長級だけではなくて、もう少しほかの、例えば学校長とか、場合によっては、課長補佐とかまで公表しているところもあるかと思うのですけれども、これは、今回、当区としては課長級までとしたところは、どういった理由なのでしょう。これも、例えば他区と比較して、こうだったからとかというところがあれば、当区においては、どちらかという、後発の制定をしようとしている自治体なので、その辺り、どういう趣旨で課長級までとしたのか教えていただければと思います。

○宮尾人事課長

まず、課長級のみを対象となっているのは、制定内容の(1)番の働きかけの規制のところを課長のみとする。なぜならば、部長級は既に地方公務員法の規制の対象になっているからというところがございます。そして、(2)番、届出の義務付け、(3)番、公表につきましては、こちらは全ての管理職でございますので、学校長、それから副校長、こういった方たちも含むという想定でいるところがございます。

○松本委員

分かりました。私の読み違いでした。失礼いたしました。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大倉委員

皆さんの質疑の中で大体分かってきましたというところで、確認なのですが、この(1)のところの離職後2年とか、離職前5年というのは、部長がもう既に地方公務員法にあるところの年数をそのまま当ててきたということでの確認と、届出の公表が、今回、条例ができたことによって、公表することとするということなので、この後、離職する人たちは公表されるという認識でいいということなのですか。

○宮尾人事課長

まず、離職後2年間、退職前5年間というところでございますけれども、こちらは現在の規制の内容、それから、国のほうからも考え方が示されているところでございますので、そちらにならっているというところでございます。

それから、今回の条例の施行日が令和7年4月1日になりますので、こちらを起点に、この制度を運用していくというところになります。

○こしば委員長

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第16号議案、品川区職員の退職管理に関する条例について、採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(15) 第53号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○こしば委員長

次に、(15)第53号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から、第53号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

1番、概要でございます。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により改正されました「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、また、国家公務員の介護休暇制度との均衡を図るために、今回、所要の改正を行うものでございます。

2番の改正内容でございます。3点でございます。

(1)育児または介護を行う職員の超過勤務の免除に関する見直しでございます。

法改正により、育児を行う職員につきまして、超過勤務の免除の対象となる子の年齢上限が引き上げられたことに伴い、育児を行う職員の超過勤務の制限に係る子の対象範囲を拡大するというものでございます。

現在、3歳未満の子となっておりますところを、小学校就学の始期に達するまでの子へと拡大するものでございます。

(2)介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等でございます。

資料、下記の①番から③番の各項目が任命権者に義務づけられることに伴いまして、規定を新設するものでございます。

(3)子の看護休暇に関する見直しでございます。

法改正により、休暇の取得事由につきまして、現在の子の看護に加え、行事への参加、感染症による学級閉鎖等の場合でも休暇を取得できるようにするものでございます。

また、これに合わせて休暇の名称を現在の「子の看護のための休暇」から、改正後、「子の看護等のための休暇」へと変更するものでございます。

3、施行日は、令和7年4月1日でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

改正内容の(2)の介護離職防止のための仕事と介護両立支援制度に関する周知の強化等ということなの

ですけれども、介護離職防止のためには、やはり介護現場のそもそもの抜本的な改善が必要だと思うのですけれども、自治体として、職員の介護離職を防ぐために、こういう新たな取組が新設されるというところは大事だと思います。

(2)の③の勤務環境の整備の相談窓口の設置というところで、相談の体制と、この相談窓口にいる方は、どういう方になるのか伺いたいと思います。

○宮尾人事課長

まず、こちらの(2)の③の相談窓口の設置等とあるのですけれども、そういうことで実際に悩んでいる職員、あるいは、将来に向けて少し不安を感じている職員、あるいは、どういう制度があるのか、こういうものをきちんと相談に乗る機能と受け止めております。

実際のところは、今はそういう冠は打ってはおられませんけれども、種々様々な相談事を人事課で受けているところがございますので、その内容に今回のこのことが加わるというようなイメージで想定しているところがございます。

実際には、基本的に人事課内の係長級の職員がこちらに当たるという想定でいるところがございます。

○石田（ち）委員

介護に関することなので、こういう制度があるとか、こういう施設がどうかとか、介護に特化した、また、医療もそうだと思うのですけれども、そういう相談に乗る方という、専門職の方のほうがいいのではないかなと少し思うのですけれども、これはもう今までどおりに人事課でやっていくということなのですか。

○宮尾人事課長

まず、一義的には、この機能は、人事課のほうに設置するべきかなと思っております。

ただ、今、委員おっしゃられたように、例えば、内容が専門的なものになってくるとか、もちろん人事課の職員もこれに合わせてしっかりと勉強するというのは、当然のことですけれども、そうしてもなお専門的な話になってきたときには、例えば、区の中での高齢部門と連携を図るですとか、その職員が品川区に住んでいない場合には窓口先をご案内するとか、そういったところも機能としては求められているのかなと認識しています。

○こしば委員長

ほか、質疑はございますか。

○須貝委員

実に働く人にとっては、子育て、介護もそうですけれども、非常にいい支援だと思うのですが、これ、公務員だけの法令なのですか。それとも、全国民というか、労働者の方にもこれは同じような法令が出てくるのですか。その辺を教えてください。

○宮尾人事課長

今回は、法律の改正を受けてというところになってきますので、公務員はもちろん、全ての労働者の方たちに、この考え方が適用されるものと認識してございます。

○須貝委員

本当にいいことなので、こういうふうに休めるというのは、子育て支援、それから介護離職防止の意味では、すごくいいと思うのですけれども、中小零細企業においては、なかなかここまで至らないということが現実的にあるので、こういう考え方が本当に普及されるといいのかなと思うのですが、取りあえず、公務員が先行してこうやって行っていく、あとは、大企業の方がそういうふうに行っていく。で

も、小さいところは人手不足ということもあって、なかなかこれに対応することは難しいかと思うので、一応、羨ましいですねと、こういうふうになると、いい世の中になるなということだけは、一言言わせていただきます。

○こしば委員長

ほかは。

○西本委員

確認したいのでお願いします。

まず、(1)でいうと、これ、有給ですか、無給ですかということが、これは(3)もそうなのですけども、有給ですか、無給になるのですかということと、どのぐらいの勤務、時間であったりとか、何時間までいいのかという規定があるはずですよ。ごめんなさい、後ろに書いてあるのだったら読んでいなくて、そこまで分からないですけども。まずそこを教えてください。

○宮尾人事課長

まず、(1)番の有給、無給、これは超過勤務の免除の対象になるということなので、正規の勤務時間が終わったら、速やかに退庁させるというような制度になりますので、これは有給、無給ということではありません。

(3)番の介護休暇でございますけれども、こちらは基本的に有給休暇になります。今は、年度内に5日まで、お子さん1人につき5日までというような有給休暇制度になってございます。

○西本委員

そうすると、(1)のほうは、超過勤務をさせては駄目ということですよ。だから、仕事がたくさんあるから残業してもらえないかということも駄目ということですよ。

そうなってくると、部署の仕事がありますね、だから、先ほどの人事の増員なども含めて考えると、それによって、今、3歳未満のお子さんを持っている職員の数と、小学校までとなると、結構増えるわけではないですか。そうすると、今までやっていた仕事がやれなくなってしまうわけです。そういう場合の対応はどうなのでしょう。先ほどの職員体制の中の増減の話がありましたけれども、その中にそれも含めた形での体制をとっているのかということもまず1つ。

それから、(3)の1人に対して年間5日間ということなのですけども、これは5日を超えてしまうと、欠勤扱いになってしまうのですか。自分の有給休暇を使えばいいのですけれども、子1人に対して5日、2人だったら10日という感じになるわけですよ。それ以上になってしまうと欠勤扱いにならざるを得ないということなのではないでしょうか。

○宮尾人事課長

まず、改正内容の(1)番の超過勤務の部分でございますけれども、こちらは自動的にさせるはならないということではなくて、本人の申請に基づくものになります。ご家族の状況は千差万別かと思しますので、その辺は個々の職員の状況に応じた対応が求められてくるというところでございます。

それから、子看休暇の5日を超えた部分というところでございますが、理屈の上では、欠勤ということもありませんが、実際にどうかというと、委員がおっしゃられたように、例えば、そういう場合には、ほかの休暇、言ってみれば、年次有給休暇、いわゆる年休を使って休んでいくというようなところが現実的かなと思っています。

○西本委員

分かりました。いずれにせよ、その部署の上司ですよ。上司との関係が一番気になるかなと思って

いて、この確認はもうそうなのですけれども、相談窓口、先ほどもご答弁がありましたけれども、いろいろとアドバイスとか、いろいろな情報提供とかを人事課でやるということもお聞きしているのですが、一番の問題は、その部署の人間関係と申しますか、上司と部下との関係の中で、やはりきちんと上司に聞いてもらえなかったら、人事課にいかないというケースもありますよね。なので、本来は、言えなかったら、別にこれ、救済措置はあまりやりたくないのでしょうけれども、人事課のほうに相談をしよう、けれど、そうすると、この上司との関係性がうまくいなくなってしまうかもしれないとかと、いろいろと心配事が出てくると思うのです。そういう場合の管理職の人たちの研修みたいなものを行っているのだと思うのですけれども、そういう在り方はどうなっていますか、そういうふうによく聞いてもらえる、聞いてあげるといって、部下の状況をきちんと把握せよという形になっているのかどうか、そこを伺います。

○宮尾人事課長

これに限った話ではないのですが、例えば何か大きく制度が変わるですとか、何か大きな制度が立ち上がるですとか、そういった場合には、やはり最初のところは、なぜこういう大きな制度が立ち上がるのか、あるいは変わるのかということところは丁寧に説明をしましてまいりますし、これからもしっかりとその辺は、この法改正の趣旨ですとか、どういった対応が求められるのか、そういったところはしっかりと案内をしていきたいと思っています。

○西本委員

ありがとうございます。

この適用する範囲が広がるということは、とてもいいと私は思っていますが、やはり就労する時間が短くなったりというところがあるので、役所の仕事からすれば困るわけです。かといって、無理はできないし、選択が可能だということもあるので、そうすると、今度、どういう働き方をしていたらいいかということになってくると思うのです。お子さんがいる人たちは、どうしてもお子さんの状況によって、それは介護の状況になった場合には、その状況によっては、お仕事ができないというケースがたくさんあると思うのです。そこをシェアワーキングするとか、働き方をいろいろと、もうやっておられると思いますけれども、こういうことが広がってくると、さらに必要になってくるのかなと。そこは人事課のほうでしっかり見ていただきたいなと思うのです。なかなか上司に言いづらいとか、その部署の雰囲気よかったですけれども、雰囲気が悪いとは言いませんが、そこまでは分からないですけれども、言いづらいという、そういう部署がある可能性もあるので、人事課がきっちりとサポートに入るとか、指導するとか、ぜひしていただいて、うまく回るには、使う側も気を遣うのです。やはり子どもを持っていると、どうしても病気をしますから、病気で休まなければいけないなどという、やはり働いている側も、悪いなとすごく思うのです。そうすると、マイナス的な状況になるといけないので、ぜひそこら辺はサポートをよろしくお願ひしたいと思います。

○須貝委員

すみません、話が少し変わってしまうかもしれませんが、こういうふうに職員の勤務時間に対して、休暇等に関する条例はいいのですけれども、例えば、育児に関してとか、子育て、介護に対してもそう思うのですけれども、例えば保育園などへ連れていくと、熱が37度あると、帰ってくださいと帰されてしまうのです。子どもというのは、急に病気になったり、急に体調を崩したり、また、けがをしたり、様々あると思うのですが、こういう支援ももちろんいいことだと思うのですけれども、逆に、子どもたち、または介護する親が認知症でいた場合に、いつでも預けられるような、そういう仕組みがあ

れば、本当が一番いいのかなど。子どもに関しては10歳ぐらいまで、「会社へ行っていいですから、ここに預けていってください」、「病気なのですが」と言ったら、病児保育もありますけれども、やはり予約しなければ駄目だとか、そういうことをやると、結局、働けなくなったり、介護離職につながったりということがあるので、そういうことも考えてほしいなど、これは意見だけです。

○こしば委員長

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第53号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(16) 第54号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○こしば委員長

次に、(16)第54号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から、第54号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

1番、趣旨でございます。2点でございます。

(1)高年齢層職員の能力、経験の活用を図るため、再任用職員に対して住居手当を支給するというものでございます。

また、(2)刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2番、改正内容でございます。

(1)再任用職員に対する住居手当の支給につきましては、令和7年度から、支給要件を満たす者に対して住居手当（月額8,300円）を支給いたします。

なお、住居手当の概要でございますが、支給の対象となりますのは、世帯主等である職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っている者でございます。

(2)番、刑法改正に伴う規定整備につきましては、刑法の改正により、懲役・禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、条文中、「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるというものでございます。

3番、施行期日でございます。

(1)住居手当支給対象拡大に伴う改正は、令和7年4月1日。

(2)刑法改正に伴う規定整備は、令和7年6月1日でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

再任用職員に対する住居手当ということで、この「世帯主等である職員のうち」というのは、別に世帯主でなくても、2万7,000円以上の家賃を払っている再任用の職員には家賃助成が出るということと、いいのかということと、正規職員にも家賃助成はあるのでしたか。もしあれば、金額が幾らなのか伺いたいと思います。

○宮尾人事課長

2点、ご質問をいただきました。

まず1点目の世帯主のところでございますけれども、条件になぜ世帯主としているかと申しますと、例えば、夫婦ともに品川区の職員であった場合、どちらか一方という条件を設定しておかないと、二重にということでしょうか、2件、同一の世帯に支給してしまうということがありますので、世帯主という条件をつけさせていただいているところでございます。

それから2点目の正規職員につきましても、同様に住居手当は支給しております。

○石田（ち）委員

分かりました。では、世帯主でなくても、家賃を払っていれば、再任用の職員であれば出るということなのか。違うのであれば、それをご説明いただきたい。

正規職員の家賃助成の金額は同じ8,300円なのか、少し高いのか、その辺を伺いたいと思います。

○宮尾人事課長

まず、今回は、再任用職員を新たに支給対象といたします。その対象は、世帯主である再任用職員に対して今回新たに住居手当を支給するというものでございます。

それから、正規職員の金額ですが、すみません、正規職員も基本的には同じなのですが、例えば、20代の職員とか若い職員には加算の措置がございます。すみません、金額はあれなのですが、なので、ベースのところは一緒です。

○石田（ち）委員

では、世帯主が民間企業で働いていて、配偶者の方が再任用の場合は出ないということなのですね。分かりました。

それで、これ、会計年度任用職員も、1年雇用になってしまうので、要は、働き続けるということが確定されていないので、会計年度任用職員の方にもぜひというふうに思うのですけれども、やはりそういう理由から、そこは対象にはならないということなのでしょうか。

○宮尾人事課長

今回は、まず支給対象を再任用職員に拡大するというので、今回、ご提案をさせていただいているものです。

会計年度任用職員につきましては、こちらまた様々制度を考える中で研究してまいりたいと考えております。

○石田（ち）委員

ぜひ会計年度任用職員、1年ごとというふうにやっている、自治体ごとで違いますし、杉並区などは5年で契約だったものを、もう制限なしにしたということも出ていたので、そういう1年ごと、1年先の見通しも立たないような会計年度任用職員の在り方は変えていただいて、こういう家賃助成の対象などにもなっていくようにしていただきたいなと思います。要望です。

○こしば委員長

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第54号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(14) 第52号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

(17) 第55号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○こしば委員長

次に、(14)第52号議案および(17)第55号議案を一括して議題に供します。

これら2議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○勝亦総務課長

まず最初に、私から、第52号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

まず、本案でございますけれども、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴いまして、併せて法の施行令ですとか、支給規定などが全般的に改正されました。このため、区の関係する条例の規定を整備するものでございます。

この旅費法の改正でございますけれども、まず、昭和25年に制定されたものでございまして、当時は特急等も普及しておらず、また、地方のバスなども、運賃ですとか経路の確認が非常に困難だという背景の中で制定されたものが国家公務員等の旅費に関する法律でございます。こちらが現在の社会経済情勢に合わないということで、抜本的に見直しが行われました。

改正内容でございます。

区長の旅費条例に定めます旅費の額につきましては、この旅費法の中で指定される職の相当額とすることが定められてございます。今回、国家公務員等の旅費法の体系が大きく変わったため、これに合わせて、区長の旅費条例の規定を整備、改正し、項目を旅費表に合わせ設定するとともに、額は、法の施行令に規定されるとなっておりますけれども、施行令の額相当に改正するものでございます。

また、併せて影響のある関係規定を一括して整備する改正を行います。

影響のある関係規定といいますのは、別紙2から別紙6の5条例でございます。資料に記載しておりますけれども、この別紙1の区長および副区長の給与および旅費条例に続きまして、別紙2の附属機関

の構成員の報酬および費用弁償に関する条例、別紙3の教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例、別紙4の調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例、別紙5の品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例、別紙6の品川区監査委員の給与等に関する条例でございます。

主な改正内容といたしまして、旅費法の変更が反映されるものでございます。主なものを挙げてございます。

まず、宿泊費でございますけれども、これは現在の宿泊料、いわゆる宿泊施設の料金に当たります。現在は基本的には旅費の中で定額とされておりますが、こちらは上限つきの実費額に変更になってございます。

また、日当でございますけれども、こちらは昼食代を含む諸雑費、現地での交通費に充てるものとして1日当たりで支給されておりますけれども、昼食代については、通常の勤務地でも必要になる費用であるため、これを支給しないものとして金額が減額となっております。

また、宿泊を伴うものにつきましては、通常の勤務に比べて宿泊費が発生するというので、宿泊を伴うものは支給の対象となりまして、宿泊手当ということで名前が整理されて減額となります。

食卓料につきましては廃止となります。これは遠方出張のとき、朝食、夕食代に充てるものとして設定されましたが、前述の宿泊手当の中で手当ですることとなったため、廃止となっております。

施行日は、令和7年4月1日でございます。

それぞれ新旧対照表がついてございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○宮尾人事課長

私からは、第55号議案、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

1番の趣旨でございます。

国家公務員等の旅費支給規程の改正に伴いまして、本条例について規定の整備を行うものでございます。

2番の改正内容でございます。

本条例の第2条で、用語の定義について規定をしております。

その中で、「附属の島」という文言がございますが、こちらについては、冒頭に申し上げた国家公務員等の旅費支給規程、こちらを引用してございます。その規程がこのたび改正され、引用先である条番号が「第1条」から「第2条」に変更される、いわゆる条ずれが生じますことから、今回、規定の整備を行うものでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

まず、第52号議案ですけれども、ご説明の中で、国家公務員の法の改正ということ、現在の社会情勢に合わないというふうにおっしゃっていたのですけれども、それがどういうことなのか具体的に伺いたいのと、要するに、これがどういうふうになるということなのですか。言葉が変わったり、食卓料がなくなったりということなのですかけれども、例えば、どのようなものがどのようになるのかということがイメージできるようにご説明いただくとありがたいです。

○勝亦総務課長

まず、現在の社会情勢に合わないという部分でございますけれども、冒頭お伝えいたしました国家公務員等の旅費法が定められたのが昭和25年ということで、戦後から5年ぐらいのときでございます、まだ特急もそんなに走っていなかった。また、地方に様々なバス等があって、例えば、当時の地方のバスの運賃が、どこからどこまでどういう経路で走っていて、幾らかかるのかということは、なかなか把握が難しかったというものがございまして、今はもうインターネット等で細かい料金等まで検索すればすぐ分かる。それを実費として支給すれば解決するというので、今までは、計算が複雑であったので定額という形でお渡しして、現地で旅費等に諸雑費として使ってくださいという形でお渡ししていたものが、現在は定額でお渡しする必要がなくなったであろうということが、大きな社会情勢といえますか、技術的な変化、そういったものを含めての変化でございます。

この法の改正に伴いまして、具体的にどのような変更があるのかということでございますけれども、まず、こうした金額の体系を見直している部分と、手続の簡略化ということも意識されておまして、まず、例で記載しております宿泊費でございます。今は宿泊料ということで、定額、国内ですと1万3,100円という設定になっております。実際、ホテル等も値上がりしておまして、1万3,100円で泊まれないような場合、これは条例の中で調整できるという規定がございまして、そういった規定を適用して必要な実費を保障するという形で対応してございます。宿泊費に関しましては実績で支払う。ただ、上限は当然でございますけれども、実績で支払うというような簡便なものになっているということです。

また、日当につきましては、現在、国内ですと3,000円の日当が出ておりますけれども、こちらは昼食代を含む諸雑費、先ほど言った諸雑費の交通費という形になってございました。こちらが、昼食代は普通のお仕事をしていても、ご自身で買って食べますよねということで、金額が2,400円に減額になってございます。

また、昼食代を含むということで、1日当たりの日当ということで、例えば、3日間の出張に行きますと、3,000円が3日分、9,000円でございますけれども、今回、宿泊手当については、宿泊を伴うものに支給するというので、また2,400円に減額されておりますので、3日間行ったとしても、2泊になりますので、朝食代、夕食代を含む諸雑費のお金ということで、2泊ですので、2,400円を2泊分、4,800円ということで金額が下がります。

今申し上げましたように、食卓料というものが朝・夕食代として、こちら今まで1晩につき3,000円出ていたのですが、こちらは宿泊手当で夕食代、朝食代は支給しておりますので、廃止という形になりますので、1夜につき3,000円、今までは3日間出張に行くと、2夜ですと6,000円出ていたものが0円になる、雑駁に申し上げますと、そういった変更です。

○石田（ち）委員

そうすると、今説明いただいても、少し「んん」というところなのではございますけれども、この額が決まって、出していた金額が、かかった金額、実費に近くなったといえますか、なったといえますか、だから、余分もないし、マイナスもないということなのですか。要は、かかった額を出すということになったということになるのですか。

○勝亦総務課長

現行の出張に関しては、特に交通費ですとか宿泊の代金については、実費を保障するような対応をとってございますけれども、それをより明確に、この法律の中では実費をしっかり支給するということ

が明確になり、また、それに対して必要な手当てをしっかりと見直して、実態に合わせたというふうに捉えています。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

○西本委員

今の答弁だと金額がよく分からないです。例えば、宿泊費になって、これは、まず上限は幾らなのですか。上限は先ほどおっしゃっていなかったので、上限は幾らまで出せるのですか。

○勝亦総務課長

宿泊費の上限でございますけれども、旅行先の都道府県ごとに定められておりまして、上限額が安いところで1万1,000円、高いところでは2万7,000円ということで設定されてございます。

○西本委員

ありがとうございます。行き先によって全然違うとは思うのですけれども、随分差があるなど思っていたのが、2万7,000円、東京都内は2万7,000円、いいところですね。京都辺りになると少し高くなるのかなという感じなのですけれども、要は、問題になるのは、上限が適正かということなのです。自腹を切ってもらおうというのはやはりおかしな話であって、仕事で行くわけだから、やはりきちんと見合った金額、だけど、きりがありませんよね。いいところに泊まれば、それなりのいいところになりますので、それらが通常、リーズナブルな状況だったらいいのではないかなと思うのです。なので、そうになっているのかということ、数字がないので計り知れないのです。またいろいろなものが入ってしまっているから、本当にそれがそれだけで十分なのかという判断がつきにくいですね。

この「包括宿泊費」という言葉を使っているのです。これは何という形です。どこまで入っているのですかという。宿泊手当とか、転居費とかあるのですけれども、どういうものに該当するのでしょうかということが、ここの文言からすると、全然想像がつかないので、それを分かりやすく、1枚ペラでもいいからほしいと思うのですけれども、概略でいいので、なぜ包括宿泊費になっているのかなという、その辺をご説明いただけますか。

○勝亦総務課長

まず、上限額は、国家公務員等の旅費法の設定の金額にはなるのですけれども、都道府県ごとに金額を定めておりまして、基本的には、適正な金額になるだろうと考えてございます。

ホテル等に関しましても、例えば、時期によって値段が大きく上がったり、イベントごとがあったりすることもございます。もしそういったような場合については、例外的に、その基準を超えた場合、対応できるというような記載がございますので、必要な旅費、出張に関するものについては手当てされると考えてございます。

それから、言葉でございます。包括宿泊費、物すごく堅苦しい言葉になっておりますけれども、いわゆる、これも社会事情の変化といいますか、パック旅行がございまして、例えば、交通費とホテルがセットになって幾らというような形になりますと、では、このうち鉄道賃が幾らで、ホテル代が幾らと算出することがあまり事務的に適切ではないという部分もございまして、こういったパック旅行での処理ができるようになる、これもまた現在の実情等に合わせているというものでございます。

その他、文言でございまして、例えば、なかなか想定はされないのですが、移転料ですとか、着後手当ですとか、扶養親族、こちらについては、海外ですとか、そういった赴任等に伴って出てくる必要な経費ということになりますので、特に区長、副区長で言いますと、任地が変わるということは想

定はできない、よほどのことがなければ、こちらの手当が出てくることはないのですけれども、国家公務員等の旅費に合わせるという形で設定されているもので、この項目も設定しているというものでございます。

○西本委員

要するに、この条例の改正になると、文言の問題はいろいろあって、結構難しくなったり、分かりづらくなっているということは分からないではないので、理解できるところもあるのですが、要は、実際の支払いと遜色なく支払いがされる仕組みになっているというのであれば、それで十分なのです。現実と合わないとかというふうになると、少しかわいそうかなという思いがあるので、そういう実際の金額の相談がしやすい内容に今回は改定したのですという理解でいいですか。

○勝亦総務課長

委員おっしゃるとおりでございます。しっかりと、出張に係る経費について、より分かりやすく支給していくというのが、この法律、それから、それを受ける条例改正の考え方でございます。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第52号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第52号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第55号議案、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより、第55号議案、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午後2時57分休憩

○午後3時15分再開

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を再開いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願

○こしば委員長

続きまして、予定表2の請願・陳情審査を議題に供します。

初めに、(1)令和7年請願第3号、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願を議題に供します。

本請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○こしば委員長

朗読が終わりました。

この後、通常であれば理事者に説明をいただくのですが、本件は、国および関係機関に対して意見書を提出することを区議会に求める内容でございます。区議会として意見書を提出するか、しないか、ということですので、委員間での討議を行いたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましては、ご発言願います。

○石田（ち）委員

核兵器禁止条約への調印と批准とありますけれども、署名と批准だと思うのですが、求めるとするのは、私たちも先日の代表質問でまさに取り上げた中身ですので、この中身には大いに賛同するものなのですが、世界では、今、核兵器が使用される危機が高まっている。ウクライナ侵略もするロシアが、公然と核兵器による脅迫を繰り返し、また、ガザ攻撃を続けてきたイスラエルも核兵器をちらつかせてきました。そして、アメリカが核先制使用の政策をとり、同盟国と一体に核抑止の拡大、強化を進めていることも重大です。東アジアでも、核保有国の中国や、ミサイル実験を繰り返す北朝鮮を巻き込んだ緊張と対立が続いております。

まさに今、私たちの瀬戸際とも言える状況にあると思います。今こそ核兵器のない世界へと前進することが求められていると思いますけれども、しかし、この請願にもあるように、日本政府はそういう態度ではない。核抑止論から抜け出さずに、核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加すらも避けている。しかし、こうした意見書を求める請願は、全国の4割に当たる687自治体が政府に求めるということで採択をしております。

そして、この請願の冒頭にもあるように、被団協がノーベル平和賞を受賞したことがとても大きいと思うのです。戦後80年という今、粘り強く核兵器をなくすために闘い続けてきた被団協の皆さんの努力が評価されたということだと思います。

請願にも引用されている非核平和都市品川宣言も同様の中身、私も本当に読むたびにすばらしい中身だなと思っています。けれども、代表質問でも質問しましたけれども、核兵器禁止条約への署名や批准を国に求める考えはないとした上で、区としては、平和への啓発等を進めていくということを繰り返しているわけですが、そういうもとの、私は、核兵器をなくしていくということが、核兵器をなくさなければならないと非核平和都市品川宣言にも書かれているところ、そこに立ちますと、啓発もいいと思うのですが、この条約にサインして批准することが核兵器廃絶の一番の道だと思うのです。なので、そこら辺、ほかの委員の皆さんはどうお考えかを伺いたいと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言がある方はいらっしゃいますか。

○須貝委員

この文面に書いてありますけれども、広島、長崎の原爆被害を体験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立ち、外交力をもって周辺の国々との平和を築くため、そ

の証として核兵器禁止条約の調印・批准をすることを強く求めるということで、日本政府に対して、核兵器禁止条約の調印・批准を求めるこの意見書、私は妥当なものだと思います。まして、今回、ノーベル平和賞が授与されたということもあります。今、非常に危険な世の中で、いつ核兵器が使用されるかという大事な局面になっていると思いますので、私は、国に意見書を提出することは、大切な時期ではないかなと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

○松本委員

今、お二人からのご意見がありまして、核兵器を削減していくということは、もちろん我々も目指していかないといけないと思っているところではありますけれども、なぜ核兵器をなくしていかないといけないかと言ったら、最終的には命を守るためだと思いますが、命を守るということが最優先であって、区であれば、区民の生命、財産を守っていく、国であれば、国民の生命、財産を守っていく。これは一律に現状認識として考えないといけないのは、我が国は、アメリカの核の傘の下にある。これは多分、否定はできない事実だろうと思っています。

では、今、世界で何が起きているかと言ったら、この請願書には、核の力を頼りにした軍事的抑止力の強化では戦争は防げずと書いていただいております。これも1つの考え方かと思いますが、一方で、ウクライナは、ブダペストの覚書で核兵器をなくした、根絶したというところがあったということは、これはもう、それからその数十年後に今につながっているということも、これはどこまで因果関係を証明できるかという問題はありますけれども、そういった事実があるということです。

我々が考えないといけないのは、最終的には、やはり区民、国民の生命、財産を守る。そのための選択肢は、理想と現実はどちらも考えないといけないですし、希望的な観測だけでは、やはりなかなか実現できないところもあるというふうに私としては考えています。

そのようなことを考えると、この条約に批准をしていくということは、事実上、アメリカの核の傘から抜け出していくということになると考えております。

そのようなことを考えると、直ちに今、それを区議会議員として国に対して求めていけるかと言ったら、私は、現段階でそれは難しいと。その判断をすることは、本当に国民に対して責任ある行動かと言われると、私は自信を持って言うことはできないというところで、私はこの請願は難しいと考えております。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

○西本委員

この請願の思いは理解はできます。理解はできますけれども、国対国の問題になってくるということで、思いを伝えるということも、意見書という形の意味合いはあるかとは思いますが、それ以前に、歴史を振り返ってみたときに、日本が今どういう位置づけにあるのかということは、やはり国レベルでの考え方、外交を含めてやってもらわないといけない部分なのかなと思います。

どうしても日米関係が根底にあるので、そこを踏まえると、自治体から意見書を出したからと言って、変えられるものではないかなと思っている部分が私もあります。

なので、国民レベルで議論が沸き上がって、やはり総意までいかななくても、そういう声が大きくなってきたという段階だったらあり得るのかもしれませんが、今の段階でというのは、議論がまだ深

まっていないところもあり、少し私たちの役を超えてしまうのではないかなという現状ではないかと思えます。

ただ、ノーベル平和賞を受賞したということもあるので、理想は理想としてあります。理想はやはり核兵器のないところ、ただ、私たちの近いところには、もう核兵器を持って脅しにかかっているような国もあるわけです。だけど、それをやはり国がきちんとやってもらわないと国民を守れないということだと思いますので、責任をもって国が対応すべきものではないのかなと思えます。まだ一地方自治体が意見書を提出するまでは醸成されていないという判断を私はしておりますので、この請願の思いに沿うことができないかなと思っております。

○こしば委員長

ほかにご発言はいかがですか。

○まつざわ委員

核の話ですけれども、私は、地元大崎中、大崎中というのは、昔から平和教育が盛んでして、修学旅行には必ず広島に行って原爆ドームの前で歌を歌うということをずっとやっていて、「ズームイン！！」で撮られるということがあったのですけれども、そういった部分で、平和学習というものを私もずっと学んできた中で、戦争、核の戦争というものはしっかりと学んできた一人として、戦争というものに対しては、やはり絶対にあってはいけないと思う一人であります。

今回は、核兵器禁止条約という話がありましたけれども、やはり西本委員も話しました日本という国は、日米同盟を基準とした安全保障の政策を採用していて、要は、核の傘です、抑止力の維持を国で打ち出している部分があって、核を持たない社会というルールになれば、不拡散条約の枠組みの中では、核軍縮はしっかりと推進していくという部分が今の日本にはございます。

例えば、核兵器禁止条約というのは、日本でも言っていますけれども、核保有国がそもそも参加していない核兵器禁止条約に対して、実効性が低いという部分と、先ほど松本委員が言いました意見の多様性です。核兵器禁止条約に対して、賛成もあって、また反対もあって、これは相当重要な判断が要ると私は思っております。

○大倉委員

皆さんの意見を言っていたいたので、私もここで言わせていただきます。

この核兵器の意見書提出を求める請願については、趣旨はよく分かります。今、皆様からもさんざんお話があったように、今、日本の置かれている立場、外交や安全保障といったところで言うと、ほぼ同じかなと思っております。

これ自体が、国として、地方自治法にも国際社会における国家としての存立にかかわる事務ということで、外交、国防は国の専権事項ではないかということ考えておりますので、基本的には、一区の立場、区議の立場で、当然、区民の生命、財産をしっかりと守るところで考えていかなければいけないと思えますが、先ほど述べた理由で難しいだろうと。しっかりと国のほうで議論して、外交、国防に関わって考えてもらうということが役割として明示されておりますので、そういった考えを持っております。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで討議を終了いたします。

それでは、令和7年請願第3号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思えます。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

意見は先ほど述べたとおりです。

○新妻副委員長

結論を出すで、不採択です。

先ほど述べませんでしたので、ここで公明党の考え方を申し上げます。

公明党は、平和につきましては、核兵器においても、核のない世界を目指していくという決意であります。

廃絶は口で唱えるだけではなくて、非人道性を世界に広げて、また、核に依存しない安全保障を探る努力が必要だと考えています。

そういう中で、被団協が、今年、ノーベル賞を受賞したということも大変大きなことだと思っておりますし、国において、公明党は、斉藤代表に、広島市、また長崎市の両市から、この条約を批准すべきという要望も受けております。国において、しっかり国会議員が動いているという状況があります。

さらに、3月に行われる第3回締約国会議にも、政府としてオブザーバー参加をするようにということも働きかけてまいりました。公明党は、国会議員を派遣する予定でありますことから、今回のこの請願には不採択とさせていただきます。

○大倉委員

本日結論を出すで、態度は不採択ということでお願いします。

意見は先ほど述べたとおりです。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

先ほども述べたとおり、核の使用が現実的なものとなっているもとの、唯一の被爆国の日本が核兵器禁止条約の締約国会議のオブザーバー参加すらせず、核抑止論から抜け出さず、アメリカにおもねる姿は、多くの被爆者や被爆地の市長や知事らも大変残念と言わざるを得ないという状況を皆さん口にしております。

そして、さらには軍拡に進むという事態に日本はなっております。近隣国との緊張や対立をあおることはやめるべきだし、戦争にさせないことが政治の責任だと思います。

なので、徹底した話合いによって、もめごとを戦争にさせない、外交での平和の準備こそするべきだと思います。それはASEANでも取り組まれている、この地球の中でそういった努力をされている国々があるということですので、日本が東アジアにおいてできないことではないと私は思っています。

その一歩として、核兵器禁止条約にサイン・批准は、当然すべきだと思います。それを地方自治体として国に求めていくということですので、国が決めるかもしれませんが、その決める機関に対して意見を言うというのは、当然、地方自治体の権利でもありますので、区議会議員の役割を超えることでもないと思います。

ですので、私は採択です。

○須貝委員

本日結論を出すことと、採択でお願いいたします。

先ほどからお話がありますけれども、やはり本来は、国でしっかり議論してほしい内容だと私は思っております。ですが、どうしても国のほうで、国会のほうで、こういう議論が進まない、できない、まとまらないということだったら、区民一人一人と接する我々からすれば、その人たちの声を1つでも、可能性は少ないにしろ、国に訴えるということは大切なことだと思っております。

ですから、今回のことは、ノーベル平和賞授与もされたということもあって、私は、しっかり国のほうに、意見書ですから、提出するべきだと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

意見は先ほど述べたとおりですが、少し追加をしますと、必ずしも地方議員だからといって、国政に意見を述べられないと申し上げているわけではなく、逆にこれは積極的に採択して、国がそれで批准に向けて動いてしまった場合に、我が国として、本当にこの国を、国民を守るのかというところに、これは区議会議員としても、私は今、自信を持ってないところがありまして、不採択という意見でございます。

○西本委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほども言いましたけれども、気持ちは十分理解できますし、核兵器のない社会が望ましいと思います。今、現状でどうなのかと考えたときに、やはりもっと国民レベルでの議論であったりとか、国会のほうで国としてどうあるべきなのか、外交も含めて、しっかり取り組んでいただきたいという思いを持っていますので、今回の意見書については不採択をお願いしたいと思います。

○こしば委員長

それでは、本請願については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見をお伺いしましたので、本請願については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年請願第3号、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○こしば委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 令和7年請願第4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止、もしくは見直しを求める請願

○こしば委員長

次に、(2)令和7年請願第4号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止、もしくは見直しを求める請願を議題に供します。

本請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○こしば委員長

朗読が終わりました。

本件も、国に対し意見書を提出することを区議会に求める内容でございますので、委員間での討議を行いたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましては、ご発言願います。

○石田（ち）委員

このインボイスの廃止、もしくは見直しを求めるということで、これも私たち共産党は、代表質問でも取り上げさせていただきました。インボイスが始まって1年4か月あまりが経過していますけれども、さらに物価高騰が追い打ちをかけて厳しい経営状況だと思えます。

請願にもありますけれども、未登録事業者の45%が、制度開始後、重要な発注元、売上先からの値引きや取引排除などがあつたと回答していると。インボイスフリーランスの会の方が、7000人実態調査でそういう回答があり、また、登録事業者の6割が事業が成り立たなくなりそうだ、負担軽減措置のある間に対応できるが、その後のめどが立たない。

そしてまた、その登録者の6割が、消費税や事務負担にかかる費用の補填方法として、売上、貯蓄などから捻出。そのうちの77.4%が、消費税の納税のために借入れをして補填したという回答が出ているということで、この7000人実態調査は、請願にもありますけれども、昨年3月22日から4月5日に行われた調査なので、この実態調査からも間もなく1年がたとうとしているということです。

状況的には、よくなる兆しは全くないので、むしろ悪くなっているという状況なのではないかと思うのです。だから、実態調査をという陳情も、ほかの委員会では出されていると。税理士も法律家も、司法書士も、やるべきではないということで反対の声明を出しているということです。

さらに、埼玉県議会では、自民党県議団が提出したインボイス廃止等を求める意見書が可決された。これはすごく私も驚いたのですが、やはり所属政党が国会でインボイスの推進の立場でも、現場や実態を見れば、廃止や見直しが必要だという声を上げられるということがまさに示されたなと思っています。

なので、品川区では、繰り返し出されているインボイスの廃止、そして見直しを求める請願、意見書提出を採択して、国に意見書という形で声を上げていきたいと私は思っておりますけれども、皆さんはいかがでしょう。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

○須貝委員

インボイス制度に対しては、今でも日本商工会議所は制度施行に慎重な姿勢を崩していません。また、全国青年税理士連盟、青年法律家協会弁護士学者合同部会、全国青年司法書士協議会も制度反対の声明を公表している。これだけ長い間、いまだにインボイス制度に対して、制度の廃止もしくは見直しを求めているということは、物価高騰ということもありますけれども、実際、多くの労働者の方が本当に厳

しい経営状態になっているということならば、我々は身近な労働者の方、品川区で働いている経営者の方から意見を聞いて、いまだに身近な方たちがこういうことを訴えているということは、やはりそれは我々としても大切に思わなければいけないことだと思います。

本来なら、国会できちんと議論してやっていただきたいのですが、残念ながらなかなか声が届かないようなので、今回のインボイス制度の廃止、もしくは見直しを求める意見書採択に対して、労働者の声を聞いてもらうためにも、今回の請願に対しては賛成したいと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

○西本委員

この間、インボイスに関する請願・陳情がたくさん出されているわけで、総務委員会にも、実態調査という形で来て、少しそれはおかしいのではないのかという形で、今回、区民委員会にかけられているというところもあると思います。

やはりインボイス制度の前に、品川区内の事業者の方々がどういう状況になっているかということを経急で調査するべきだと思うのです。その上で、どういう影響があるのか。インボイス制度だけではないと思うのです、いろいろ逼迫している状況としては、物価高騰のこともあるし、いろいろ要因はあると思います。だけど、その原因をきちんと明確にした上で対策をとることが当たり前であって、品川区の産業はどうなっているのか、事業者がどうなっているのか、中小零細企業がどうなっているのかということは、もっと調べるべきだと思うのです。まだまだ私は不十分だと思っているので、そこをした上で、では、区として何をするのかということだと思います。その延長線上にインボイス制度はやはり大きな影響があるよね、だから、それは国の制度を一自治体ですぐ変えられないということは現実としてありますから、それを補完するような、品川区としてできることは何なのかということの議論が私は先だと思っているのです。

今の状況だと、それもせずに、国の問題だからとかという形で、国が調べればいいのかとかというようなことは、やはりよくない。品川区の中できちんと調べていくということは、基本中の基本、底辺だと思っているので、まずそこを私は推奨していきたいと思っています。

なので、廃止、見直しは、それを踏まえた上で、品川区が、私たちも含めて、どう判断するかということになってくると思うので、今の段階では、調査もしていないわけだから、その延長線上において、廃止とか見直しというところまではいきづらいというのが今の私の考え方ですので、しっかり現状を知るといふ段階が今の状況ではないかなと考えております。

○こしば委員長

ほかにご発言はございませんか。

○まつざわ委員

今、西本委員からも言いました調査のことについて触れますと、調査は私も必要だと思っているのですけれども、意見を聞くことは大事です。本当に分かります。調査をすることも大事。でも、インボイス制度は、全部国が知っていて情報を出さない中で、やみくもにこういう調査をしたところで、では、本当に実態が分かるのかということ、私は本当に疑問なのです。それだったら、きちんと分かるようなことをして、品川区全体をしっかりと調査をすることが、やはり中小零細企業の方のためになるのではないのかなとは思っています。

その中で、このインボイス制度は、皆さんが苦しんでいるというお話を私も実際に聞いています。そ

れで、そもそもこのインボイスというのは、消費税の適正な納税の確保という部分で導入された制度であるという部分で、いろいろ見直しがあるとか、こういうものが大変だとか、いろいろ言われてはおりますが、その中で走り始めた制度を、まずここで廃止しようとか、見直そうということが、果たして本当に正しいのかというのは、それはすごく疑問があります。実際にスタートして、やり出した業者もいる中において、今いきなりこの自治体で、廃止しろ、見直せということには、大分無理があるのではないのかなという部分が1つと、軽減措置がいろいろまた増えていますけれども、売上の8割控除が始まってから、2026年から50%に減らして控除をするという部分が、2029年まで行われるという、一応、猶予期間が設けられていて、また、この陳情の中で見直しを求めますというお話がありますけれども、では、見直しの具体的な例がない。例えば、こういった税収の的確な制度がある中、では、これを廃止、見直しすると、これをなくしたときに、例えば何をやっていくのか、何をどういうふうに見直しをするのか、そういったこともこの意見書の中では明確に出されていないという部分がある。そういった部分の具体性に欠けるとというのが私の見解であります。

○こしば委員長

ほか、発言はございませんか。

○松本委員

こちらについては、私は所属している政党の立場もありますので、そこに沿わねばならないのですが、我が党としては、こちらのインボイスについては維持していくという立場であることには変わりませんので、これを直ちに現状で見直す、撤廃するということは述べることはできません。

ただ一方で、今回、埼玉県の方で自民党から意見書が出てきてしまっているというのは、それはやはり考えねばならないことなのだろうと思っております。これは、逆に言ったら、やはり与党の中でも、この制度が必要なのだということ、あるいは効果が出ているということをきちんと説明できていないということでもあるのだろうと思います。

我が党としては、そういうような状況はありながらも、このインボイス制度自体を止める、撤回していくということではなくて、いずれにせよ、今、事業者の方たちが物価高騰で極めて苦しい状況にあるのは間違いないわけですから、それに対して、最も大事なものは、事業者の方たちの生活が苦しいという状況に対して、どういうふうな手を打つことができるのか、政策を行うことができるのかが大切だと考えておるところでございます。

○こしば委員長

ほかにご発言は。

○大倉委員

この請願についてですが、会派としては、まずは区ができることしっかりやっていくというところで、ここにも書いてありますけれども、猶予期間の間に事業をやめてしまう、めどが立たないなどのお声もあったり、借入れをして補填しているとかということで、今、本当に事業者の方、いろいろな声を聞いていますけれども、こうしたことをしながら、今、何とか耐えているというところでは、国の制度は制度で、一方で、適格請求をしっかりと目的としてやって、税収として予算を確保していく一方で、こうした事業者の方たちの声を区としてどうやってしっかりと伝えていくかということが大事だと思っておりますということは、今までずっとお話してきたところかなと思います。

区でできることをしっかりやっていくというところは非常に大事なところかなと思っております。やはりそのためにも、国としては、この間も実態調査ということで行われて、なかなか委託会社の契約解除

とか、不備があってということで、しっかりやっていただきたいというところがあります。

というところは思っているものの、国として改めてこうした調査をして、その情報をほかの区民委員会のほうでもいろいろ出ていたと思いますが、実態を把握していく、どれだけ影響が出てくるかということ、国として把握してもらって、情報をどこまで区のほうに出せるかどうかは分かりませんが、こうした情報を基に、適切に国でしっかり対応を、まずはしてもらおうということかなと思っております。

私たちは、区民のそうした生活を守っていく中で、できることを区に提案しながら進めていくということが、まずはやるべきことだろうと考えております。

○こしば委員長

ほかにご発言はありませんか。

ほかにご発言がないようですので、これで討議を終了いたします。

それでは、令和7年請願第4号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

理由は先ほど述べたとおりです。

○新妻副委員長

結論を出すで、不採択です。

そもそもこのインボイス制度、今の委員間の中でもありましたけれども、事業者の方が消費税を正確に納めていただくために必要な制度であるというふうに、これは国の制度になりますので、公明党もそう認識をしています。

一方で、この制度が始まって、様々複雑な、煩雑なこともあって、負担に感じられている方も多くいらっしゃる。また、物価高という中での収入も減っているということも事実あります。

今、公明党は、国において、各政党間の核となりながら、手取りを増やしていく方法を、今、国においてしっかりと議論をさせていただいておりますので、しっかりそういう支援を進めていくという、これは前のときにも申し上げましたけれども、そういう支援の制度をしっかりとつくり上げていくということを申し上げておきたいと思っております。

さらに、また品川区においては、所管が違いますけれども、品川区にも多くのフリーランスの方、中小零細企業の方が多くいらっしゃいますので、品川区においては、様々そのような方への支援をしっかりと進めていただきたいということを申し上げて、不採択とさせていただきます。

○大倉委員

本日結論を出すということで、態度については不採択で。

理由は先ほど述べたとおりであります。

○石田（ち）委員

私は、本日結論を出すで、採択です。

実態調査をした上でということもありました。本当に実態調査は、区としてやることは必要だろうと私も思っておりますけれども、それ以前にも、とにかくインボイスが始まる前からこれだけの反対の声、そして慎重にすべきだという声が、各現場や専門家たちから出されているにもかかわらず強行されたと

いうことを見ても、廃止や見直しは当然だろうなど、今、結果も出ている上です。なので、これ以上先延ばして任せていくという、1日1日が個人事業主やフリーランス、中小事業者の皆さんにとっては、本当に大変なことだと思うのです。ですので、区としては、やはり品川の誇れるクリエイターを守るために、そして中小零細、個人事業主を守るために、インボイスは廃止、見直しを求める意見書を上げていくべきだと思いますし、やはり消費税が8%と10%になってしまったがために、きちんと納めているのかと、消費税は幾らなのだとことを確かめるためのこのインボイスが導入されてしまったわけですよ。

なので、8%に下げるなり、5%にするなり、先ほど、インボイスだけが要因ではないというお話もありましたので、では、一気にやはり消費税も減税していくという声を、区議会としても私は上げていくべきだなどと思いますけれども、今回はインボイスということですので、これは当然、区議会として、廃止、見直しを国に求めるということは本当にやっていくべきことだろうなどと思いますので、採択です。

○須貝委員

本日結論を出すということと、採択でお願いいたします。

内容については先ほど述べたとおりです。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

意見は先ほど述べたとおりです。

○西本委員

本日結論を出すということで、不採択です。

今回は、インボイス制度に特化した形の請願になるのですがけれども、今の現状を考えたときに、影響が出ているのはインボイスだけではないと思うのです。もっと広い意味で大変な状況になっていると思うのです。なので、先ほども言いましたけれども、原因を明確にするということ。それに対しての救済措置はあると思うのです、品川区でできること。これだけ無償化ばかりやっているわけだから。変なところに無償化が出てきてしまいますけれども、そういうことをやっているのだったら、救済措置だってできるはずですよ。

調べていないから、困っている人たちの状況を知らないから何もしていないだけであって、きちんと調べれば、そこに対しての措置はできると思うのです。それをやっていないことが一番大きな問題と思っているのです、本当に困っている要因は、もっと広い意味でいうと、インボイスだけではなくて、もっと違うところにもあるのではないか。だから、品川区の事業者、特に零細企業の方々に対しての現状をしっかりと把握してほしいという希望を私は持っております。

なので、今回は、このインボイス制度ということに特化しているものなので、不採択という形にさせていただきます。

○こしば委員長

それでは、本請願については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年請願第4号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止、もしくは見直しを求める請願を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こしば委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(3) 令和7年陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情

○こしば委員長

次に、(3)令和7年陳情第11号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情を議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○こしば委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

私からは、庁舎管理規則におけます物品の販売や勧誘等に関する許可の規定について、ご説明いたします。

区では、品川区庁舎管理規則において、庁舎の使用等については、庁舎管理者の許可を要する旨定めております。

具体的には、物品の販売や保険の勧誘などに類する行為は許可を受けなければならないと明記しておりまして、許可なく勧誘などを行うことはできません。

なお、陳情にあるような勧誘などについて、これまで許可の申請はありません。

○こしば委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

共産党としては、まず、議員による職員のパワハラというのは、どのようなことがあろうと許されないとします。また、議員による職員へのハラスメントは根絶すべきという立場です。

それを前提とした上で、庁舎内の勧誘ということで、政党機関紙、これはどの政党の機関紙であろうと、政党機関紙を広範な国民に勧めることは、憲法が保障する正当な政治活動です。自治体職員や議員が他者に購読を働きかけ、配達、集金する活動、これも憲法に保障された政治活動です。

そして、講読する職員にとっては、個人の思想・信条の自由、内心の自由がありますし、情報収集のためということもあると思います。そこには自由な意思で選択されるべきものだと思います。

政党機関紙の購読に強制があつてはならないというのは当然のことなのですが、政党機関紙の購読自体については個人の判断ですし、その際に、パワハラや強制があるとすれば、その問題を個別に是正すべきで、先ほども述べたように、政党機関紙の購読をされた職員そのものは、憲法が保障する正当な政治活動であるということです。

それで、議員からのパワハラについて、もしこれがあつた場合の対処は、区としてはどのようなようになっているのか伺います。

○石井コンプライアンス推進担当課長

議員からのパワーハラスメントということをこの陳情書では書かれています。一方で、議員と区の職員は対等の立場だというようなことも書いてあります。そうすると、パワーハラスメントの定義は、職場における優越的な関係を背後にしてというものが含まれておりますので、仮にその職員が優越的な関係を感じているとするならば、そちらの考え方が問題であります。

一方で、今、東京都で議論されているところで、つい先週に、カスタマーハラスメントの各団体の業界マニュアルが検討されているのですけれども、その観点におきましては、カスタマーハラスメントということで、いわゆる顧客等に該当する可能性はあるのではないかとという形で整理がされています。執行機関、議決機関、それぞれ両輪で区政を推進していく立場でありながら、密接に関係している、そういう意味では、例えば、カスタマーハラスメントを防止する観点から、議員から、例えば何か頼まれ事をされたときに、今後、仕事がやりにくくなるから断りづらいとか、そういった心理的負担を感じる必要はないという観点で議論されるべきであつて、パワーハラスメントかどうかということについては、逆にそれはパワーだと感じているのであるならば、その考え方を是正していかなければならないのではないかと考えております。

○石田（ち）委員

そうすると、パワハラではないと、その考えを是正させるというのは、そうかもしれないのですけれども、そこで議員との関係で悩む職員がいたとして、そのときに相談する場所は、今お答えいただいた課長の部署になるのか、それとも、人事課になるのか、職員が悩んでいる、そういうときの相談場所はあるのか、対応はどうかということをお聞きしたいと思います。

○石井コンプライアンス推進担当課長

もちろんコンプライアンス推進担当は区政全般に対してのコンプライアンス関係について相談できる場所ですので、例えば、ハラスメントというのは、ただのハラスメントだけの問題ではなくて、コンプライアンス推進のための問題として考える上で、コンプライアンス推進担当でも相談を承っております。

一方で、人事課のほうでも、職員の悩み相談窓口を設けておりますので、そういった機関を活用しながら、職員は適宜悩み相談をしていくというような形になろうかと考えております。

○石田（ち）委員

本当に議員と職員は、本来は対等の関係と、この陳情にもありますけれども、そうだと思うのです。でも、政党機関紙の購読におけるパワハラがあるとすると、多分それ以外にもパワハラ被害、案件としてはあると思うのです。だから、議員が、先ほど、課長も言ったように、優越を感じるというところがあると、それならば、そこはしっかり相談に乗っていただきたいし、相談する場所はしっかりと確保していただきたいと思います。

また、陳情項目の②のアンケート等で収集するというふうにあるのですけれども、これも、こうした聞

き取りを職員に行うこと自体が、職員の情報収集活動の阻害につながりかねないという側面もあると思いますけれども、そこら辺は、区の見解としては、分からないですけれども、区の見解を伺えたらと思います。

○佐藤経理課長

今回の陳情の趣旨からいきますと、庁舎管理規則に基づいて勧誘の許可を求められたときに、その判断材料としてアンケートをとってはどうかという陳情かと思いますが、特段それを得ずしても、そういった勧誘をしていいかどうかという案件については、職場の秩序を守るというところから判断したいと考えております。

○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

○西本委員

この陳情の扱いを確認したいのですけれども、陳情者が区外の方ですよね。今回、総務委員会に付託されたというのは、何か決まりがあったのでしょうか。それが分からなくなってしまって。

○こしば委員長

直接窓口到手渡されるケースの場合は、区外であったとしても付託されると伺っておりましたので。

○西本委員

ということは、直接来られたということですね。はい、理解しました。

郵送などで来る場合は、参考送付という形になってしまうのですが、今回、それではないので、どうしたのかなと思ったら、手渡しだったということ。

ただ、先ほどのご説明の中では、品川区には例はないよという話だったので、それはほっとはしたのですけれども、私は、たくさんあるのかなと逆に思ってしまったのですけれども。大変だなと思いましたが、品川区は決してないと信じたいし、ありませんということ自信を持っておっしゃっていたので、そうだろうと思っています。

具体性がないのです。ここ、機関紙とは何と。私は政党に入っていないので、正直、分かりません。いろいろな機関紙がありますよね。政党の方々はおつくりになっていると思うのですけれども、庁舎の中でそれを、しかも講読というのは、数紙しかないよと思っているのですけれども、でも、それを庁舎の中で堂々とやるかなということと、嫌だったらやめればいいのです。先ほどおっしゃっていたように対等な立場だということ、それが嫌だったら嫌と言えればいいのです。お断りすればいい話なのです。それを言葉にしづらいとか、あなたの感覚だよねという話なので、そこはやはり職員の方にもぜひ言っていただきたいと思うのです。嫌なときは嫌とはっきり言ったほうがいいです。これは言い訳です。言い訳にしかすぎないのです。嫌なものを人のせいにして、やめないということだから、それはやはりいけないことなので、はっきり庁舎の中ではそういうことは駄目ですよとか、自分とはとるつもりはありませんとか、付き合いでとっているのだしたら、それはあなたの判断です。それは別にやってはいけないとか言う必要もないです、判断なので。これは一応原則ですよ。なので、これは議論するに値しないなど私は思っています。

ただし、先ほどもありましたけれども、議員のパワハラです。この議員のパワハラは、確かに議員と職員は対等の立場だからということで、そうなのです。それはいいと思うのですけれども、ただ、私もときどき反省するときもあるのです、きつく言ってしまったりするので。これ、パワハラと思われているかなとか、非常に気になるのです。だけど、大抵は対応してくれています。パワハラですよというこ

とがあつたら言ってほしいなと思いますけれども、でも、それなりに皆さん耐えていただいて、反論もしていただいているので、こちらも「なにくそ」と思いながら、やはりそういう議論が大切だと思うのです。パワハラとか、そうではなくて、やはり議員と職員の関係は、やはり言いたいことを言って、その中で意見を闘わせて、その中でいい方向性が見えればいいと思っているので、これもナンセンスだなと。

ただ、パワハラがひどいという場合には、指摘をしていただきたいなとお願いだけはしておこうかなと思います。私も声を大にしてやっている場合が多いので。なので、これは品川区には、今の現状に合わない内容なのかなと。これは私の意見です。

○こしば委員長

では、ほかに質疑はありませんか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第11号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

今、お話も聞きました。このような状況がないということを確認しました。

○新妻副委員長

結論を出すで、不採択です。

ご説明の中で、現在までに品川区の中で許可の申請はないということが確認されましたので、不採択でお願いいたします。

○大倉委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

お話の中で、こういった事実がないということの確認がとれましたので、不採択でお願いしたいと思っています。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

先ほども述べたとおり、政党機関紙については憲法に保障された政治活動ですので、規制を強める必要はないですし、また、職員の政党機関紙による情報収集活動を阻害することにつながるので、不採択です。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いいたします。

今、品川区庁舎内には、このような事案がないということで、不採択とさせていただきます。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

少しだけ意見を申し上げると、まず、この機関紙だけに特定しているということが私にはよく分からなくて、これは、今回、ハラスメントということを使っているのですけれども、そうであれば、例えば、政治資金パーティーのパーティー券も、それこそ先ほど少し出ている理屈で言ったら、政治活動だから、

断る自由も職員にはあるから売ってもいいではないかという理屈も成り立っていくけれども、それがいいのかというと、私はこれは、全然よろしくないだろうと思いますし、庁舎内に限っているのですけれども、本当に庁舎内だけなのかとも思います。

先ほどのハラスメントのお話があって、議員と職員は対等というお話がありました。それはおっしゃるとおりです。例えば、パワハラも部下から上司に対するパワハラも今はあって、どういうふうにかえるかといったら、優越的な関係です。優越的な関係というところで、必ずしも肩書による上司、部下というものだけではなく、例えば、いろいろ調べていくと、専門的な知識とか、人間関係とか、そういった様々なものが優越的な関係に該当し得るというふうになされていると、今はもう判断されていると思います。

そういうふうにと考えると、確かに議員と職員は対等とはいえるのですけれども、ただ、様々な通常の今の裁判例等の基準からすると、優越的な関係というのは持ちやすい立場にあるのは議員ではないかと思えます。

例えば、簡単に言えば、「これを買わなかったら、おまえらのことをSNSでさらすぞ」ということも、これまでいったら、かなり優越的な関係を使った、ここまでいくと脅しですけども、起こり得るのではないかと考えております。

そういうふうにと考えると、我々議員の側も、自分たちが持っている単純な肩書上の権力関係だけではなくて、環境的な権力構造、権力関係については、きちんと自覚しないといけないと。

そういう意味では、必ずしも機関紙とか、庁舎内ということではなくて、先ほど、課長から、これはもうパワハラではなく、カスタマーハラスメントのほうで整理ができるのではないかというふうな、これは東京都のほうですか、そのお話もありましたけれども、ここは立場を限らず、良好な関係が築けるようにしていかないといけないなと思ったという意見でございました。

以上で、本日結論を出すで、不採択というふうに申し上げます。

○西本委員

本日結論を出す、不採択で、先ほど意見を申し上げましたので、以上です。

○こしば委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第11号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(4) 令和7年陳情第15号 法令を順守した行政手続きを区長に求める陳情

○こしば委員長

次に、(4)令和7年陳情第15号、法令を順守した行政手続きを区長に求める陳情を議題に供します。
本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○こしば委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦総務課長

それでは、私から、陳情第15号、法令を順守した行政手続きを区長に求める陳情について、ご説明申し上げます。

まず、陳情者の方が、陳情において求めていることについて、陳情書の末尾でございますけれども、大きくは2点記載されているかと思えます。区長が法令を遵守し、もしくは必要な条例改正を議会に提出すること。もしくははということで、2つ目が、また以下で、行政不服審査の円滑で公正な審議を行えるよう、審議の在り方を見直すということ、この大きな2点がお求めの趣旨かなと捉えてございます。

また、こちらは、本件につきましてご説明させていただく上で、陳情の中で陳情者の方の個人的な情報ですとか、個別具体的な事案の内容については、プライバシーの観点から、固有名詞などはお伝えしないような形で進めさせていただきたいと思えます。

さらに、本件につきましては、審査請求の審査中に当たる内容もございまして、公正中立な審査請求が行えるよう考慮してお伝えさせていただきたいと思えます。

まず1点目の法令遵守、条例改正提案をという部分でございます。

1ページ目、下から6行目から4行目の部分で、まず、平成15年に行われた制度改正に対して、20年以上条例改正が行われていないというふうになってございます。

本件に関しましては、陳情の中に具体的な法令の記載等はございませんが、平成15年度に身体障害者福祉法や知的障害者福祉法などが改正され、障害福祉サービスに係る制度改正が行われたものが本件の陳情に当たるものと考えてございます。

具体的には、制度改正前には、こういった障害福祉のサービス内容や利用先を行政が決定する措置であったものが、制度変更となり、措置が廃止されまして、利用者の立場に立って制度として利用者とサービスの提供者が対等な関係でサービスを選択する契約によって行うというものが申請され変わりました。

本件に該当する条例といたしましては、今般、第1回定例会に条例改正で提案させていただいております品川区立心身障害者福祉会館条例、品川区立知的障害者グループホーム条例、品川区立知的障害者福祉施設条例、品川区立発達障害者支援施設条例がこちらに該当いたします。

本件条例改正につきましては、厚生委員会に付託されておりますので、条例改正の中身については、今般のご審議と切り離しての説明となりますけれども、陳情者がおっしゃっています法律の改正、制度改正について、前述の4条例の改正がなされていないことにつきましては、今般、改正の手続きをとって

おりまして、現在、条例の中に措置に関する記述が残っており、陳情者の方のご指摘のとおりとなります。

なお、陳情の中で消し忘れたという見解を所管部局が申し上げたという記載がございますけれども、こちらについては、こういったことを申し上げた記録は確認できておりませんが、条例を見直す必要があったということは所管部局で申しております。

所管部局といたしましては、その上位の法改正、制度改正の趣旨、法制度に基づいて事務処理を行ってきたということになりますが、条例に基づいて行政を執行する基本的な考え方からいたしますと、法改正に合わせて条例も改正し、整備した上で業務を行っていくことは、ごく当然のことでございます。その点に関しましては、本件陳情について、ご指摘いただく、いただかないにかかわらず、結果的に利用申込者の方に分かりにくく、制度の運用に疑問を呈してしまうことにつながっており、所管部局と例規を管理いたします総務課として対応することが一般的であり、今般の条例改正提案に至っているものでございます。

次に、2点目の円滑で公正な審理のための審理員の在り方についてでございます。

審理員の任用に関することでございますけれども、弁護士資格を有する会計年度任用職員が1名であるという事実は、こちらはそのとおりでございます。

その任用の体系ですとか、必要な人員数、勤務時間などにつきましては、他の会計年度任用職員と同様に、業務や必要に応じた人数を必要な人員として判断して任用しているものでございます。他自治体と比較いたしましても、審理員が複数名いるところもあれば、1名のところもございます。「1人しかいません」との陳情者の方のご主張につきましては、こういった任用上の人数算定ですとか、そういったものを行った上での1名を任用しておりますので、少ない、不足しているという状況ではございません。

また、任用につきましても、会計年度任用職員でございますから、これも他の会計年度任用職員と同様に、1年度ごとの雇用の手続を行ってございます。

「審理員を同一人物が継続的に行っている」につきましては、会計年度任用職員としてご説明させていただいたとおり、単年度ごとに公正に選考いたしまして、人事的な任用手続を行った結果であります。結果的に同じ方が任用されているという状況であるという部分については、おっしゃるとおりでありますけれども、制度が適切に運用され、公正な審理を行っているということでございます。

また、審理終結までに長期の時間がかかっているというご主張につきましても、こちらは1名という任用数ですとか、任用の体系により課題があるということだとは考えてございません。審査請求自体が、公正中立な審理員が所管課処分庁や請求者の申立てを確認いたしまして、双方の意見をしっかり聞き、終結までに、そういったことで長期の時間がかかってしまう部分がございます。区の実績といたしましても、半年から1年程度のお時間をいただいているところでございます。

こちらの標準的な処理の期間を公表している自治体も幾つかございます。早いところで、例えば4か月から8か月、他自治体で一般的には10か月程度、品川区としても大体10か月程度となっております。他自治体と比較いたしましても、極端に遅いという状況には当たらないと考えてございます。

審査請求をされる方は、当然、行政側の処分等について申立てをしている中で審査請求をしておりますので、1日でも早く結果を示していただきたいというお気持ちはわかりますけれども、必要な事務処理をさせていただく中で、先ほど申し上げました10か月程度の期間をお待ちいただくというような期間を含め、一般的な期間となっております。

我々も事務処理を進める中で、事務処理を適切に行っていることは当然でございます、遅滞をしているですか、また、陳情者がおっしゃるような審理員が1人だから事務処理が遅滞しているということには当たらず、簡易、迅速、公正に行われていると考えてございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今の説明だと、こうした指摘があったことで、先ほどおっしゃった、今、厚生委員会にかかっている条例が改正されたという、1つの改正の要因にはなっているということなのかということ伺いたいのと、審理員が、現在、複数の審査請求があるということですが、今現在どれぐらいあるのか、分かれば教えていただきたいのと、大体年間で平均どれぐらいの、課長は1人で大丈夫だとおっしゃっているのですけれども、どれぐらいあると、もう少し必要だなというふうになるのかということも伺いたいと思います。

○勝亦総務課長

まず、4条例の改正の理由でございますけれども、やはり条例の記載が法律の状況に対応していないということで、所管でも課題として認識してございます。そういった中で、ご指摘もございまして、そこについては改正の1つの要因といいますか、考え方としては同じ考え方ではございます。

審査請求の現在、それから年間の件数でございます。今現在、処理をしているものにつきましては、15件が対象となっております。今年度受けているものは15件で同数でございます。

こちらにつきましては、年度によりまして若干件数が左右する部分はございますけれども、年間ですと、8件ですとか、7件ですとか、過去の件数はそのぐらいの件数になってございます。そういう意味では、今年度、現在は少し多いところはございますけれども、処理している件数といたしましては、今現在の15件ぐらいがお一人で対応する件数としては、ちょうどいいのかなというところでございます。

なかなか他の自治体等の全てが公表されているわけではない、参考にしてはいる部分はあるのですけれども、横浜市などを参考に見たのですけれども、人口に対して5人の方が弁護士で審理員をやっていて、お一人当たり20件程度を対応しているという数字がございましたので、区としても、現状、15件を対応しておりますけれども、対応し切れない件数ではないのかなと考えてございます。

○石田（ち）委員

分かりました。それで、この条例改正を、今、図ったということなのですが、私も条例を見せていただいて、利用者に具体的な不利益があるような件ではないかなという感じはしたのですが、先ほど、説明では、分かりづらいというお話もありましたけれども、具体的な不利益は、この条例改正前はあったのか伺いたいと思います。

○勝亦総務課長

具体的な不利益、この条例の改正前につきましては、施設の利用については、区が措置として、承認、不承認という形をとる形となっております。こちらの法律で区が措置として承認、不承認をするというのが廃止されまして、利用者として施設を管理する者とが、サービスとして契約をしてくださいというふうになりました。条例自体、そこに記載は残っておりますけれども、国の制度自体は統一したサービス提供という制度になっておりますので、区としての所管課の施設の運用につきましては、法の仕組み

にのっとしてサービスとして処理をしておりましたので、条例自体にこの文言が残っていたということについては、直接的に不利益をもたらしたということではないかと考えております。

○石田（ち）委員

分かりました。20年近く一人の方を審理員として会計年度任用職員で雇用しているという、これは、私が気になったのは、それだけ長いこと同じ方を雇用しているなら、正規雇用にするべきではないかというふうに思いのいくところなのですけれども、同じ方を20年近く1年ごとに雇用を繰り返してきたわけですよね。そうしたもとの、私はこの会計年度任用職員の方への不利益のほうがあるのではないかという感じがしてしまって、なので、ぜひ正規で雇うべきではないかという、そこはやはりそうした区民からの申請を処理するということですので、正規雇用すべきではないかと思うのですけれども、少し陳情とは外れるかもしれないのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○勝亦総務課長

審理員の任用のお話でございます。

まず、会計年度任用職員として、審理員をお務めいただいておりますのは、会計年度任用職員の制度が始まった令和2年度からの任用という形になってございます。その前もこの審理員をやっていたいるのですけれども、こちらの審理員という制度が立ち上がったのが、平成28年で、その前は専門非常勤という形でお務めいただいていた方もいます。

なので、陳情者の方が、20年以上、20年近くやっているというのは、こちらのほうでは、審理員という中では確認しきれていない部分ではございます。

○こしば委員長

ほかにご発言はありませんか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第15号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

お話の中にありました条例を見直す指摘、陳情書の中でも言っていたことと、区の思っていることがあって、条例を見直すことにつながるということはいいことだと思っていて、審理員が1名だからということがありましたけれども、説明の中で聞いたら、適切なのかなという判断であります。

○新妻副委員長

結論を出すで、不採択です。

ただいまご説明をいただきましたとおり、改正に向けて進んでいるということが確認できましたので、不採択としたいと思います。

○大倉委員

本日結論を出すということと、不採択をお願いします。

理由としては、改正に向けて動いているということで、行政不服審査の円滑で公正な審理にも、人数、雇用体系についても確認ができましたので、不採択で。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、趣旨採択をお願いします。

この指摘によって条例改正がされたということは、どうなのだろうなというところなのですけども、条例改正がされる前と後で、具体的な利用者への料金を高くとりすぎていたとか、適切なサービスがいていなかったとか、そういうことにつながるようなものはないということなので、ご指摘によって改正されたということはよかったなと思っています。

審理員のところも、15件ということで、それを時間がかかるということをご理解いただくといいですか、そこしかないのかなと思います。こちらがもう一人増やせと言える根拠はこちらにもないというところですので、でも、気持ちは分かるというところですよ。やはり不服審査請求されている方にとっては、早くという思いがあるのは分かりますし、そして、おかしいというところがしっかり改正はされましたけれども、それを言いたくなるという気持ちも分かりますので、趣旨採択をお願いします。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いいたします。

今、改善に向けて動いているということなので、それを見守っていきたいと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほど、大きく2点、陳情の要望があるというところで、1つが、法令遵守のところでございますけれども、これはかなり昔の話ということなので、今後の話で考えていくと、恐らくこれからは、多分、AIとかを使い、当時、国からの通知がどういうふうな形だったか分かりませんが、今後はいろいろ、それこそICTを駆使していただいて、いろいろ工夫していただいて、漏れがないようにしていけるのではないかなと考えておるところです。

もう1点も、審理員のほうですけども、雇用の話が出て、これだけで雇用すると、多分、区の負担になるのだろうなというところと、在宅勤務に切り替えているんですけども、多分、これ、事務所でやっていらっしゃるのだと。多分、役所に来て自分の使っているデスクトップパソコンとかがない中で処理するよりも、絶対に事務所でやったほうが仕事としては効率は非常にいいと思いますので、これはなかなか、これを変える必要はないのではないかと思います。

ただ、会計年度任用よりも前の話は少し微妙なところはありますけれども、もし同じ方がずっと続けているということであれば、これは今後はやはり検討していただきたいという要望だけは申し上げておきたいのが、一般的に顧問弁護士などといわれる人たちはかなり長期で契約をするのですけれども、やはりどうしても法令は新しくなって、そうすると、年齢が上がれば上がるほど、フォローしていくことは非常に大変になっていくところがありますので、ずっと同じ方が同じ仕事をやるというのは、もちろん経験が蓄積されるということはあるのですけれども、ここの部分をご検討いただきたいなど。

あと、当区の場合は、恐らく標準審理期間が定められていないということかと思いますが、多分、国のほうでは定めたほうが良いというふうになっているかと思いますが、そこはご検討いただきたいのと、審理員の名前を公表するかどうかという問題も多分もう1個あって、先ほどおっしゃった横浜市とかは公表されていて、公表するメリットもあると思うのですが、多分しないほうが良いというふうにご判断されているところもあるのかなと。例えば、公開していないと言っても、あくまでオンライン上で、恐らくこれは要求すれば見ることができるといような立付けになっていたかと思いますが、公開することによって、この当該審理員に対して、個別にいろいろなクレームがいつてしまうということも予防する趣旨もあるのかなと思いますので、そこはあまり強くは私も求められないというのが、標

準審理期間は、ある程度、今後にご検討いただいたほうがいいのではないかなと思うという要望だけ申し上げて、ただ、全体としては、本日結論を出す、不採択と申し上げます。

○西本委員

本日結論を出す、不採択をお願いします。

まず、この陳情を見て、全然分かりませんでした。何が書いてあるのか全然分からなくて、ご説明をいただいて、やっと、そういうことがあったのねという形なのです。できれば、お願いは、やはり審議がしやすいように、具体的な例を挙げていただければと思います。これは事前に読んでも分からない。どうやって審議をしていいかも分からないという状況なので、やはりそれをお願いしたい。何かのときに伝えられたらいいなと思っています。

ただ、この陳情の中で変えられましたよね。改正されなければならなかったことを改正するきっかけにもなったということは、これは評価するべきところだと思うのです。なかなかこういう細かいところまで見ないと思うのです。なので、それは本当にありがたいなと感謝したいなと思っています。それをきちんと区も受け止めて、反省し、そして今回、条例の改正案を出しましたので、それはそれで、私はいい方向にいつてるのではないかなと思っています。

松本委員がおっしゃるように、審理員のほうは、やはり20年は長いと思います。なので、これは今後考えてもらいたいですね。やはり2年ごととかで何期までとかというのは、ある程度で、きっちりとは、そこで駄目ということではないけれども、再任用は妨げないみたいな感じの言い方もあると思うのです。だけど、内部的には、やはり20年は長いので、やはり長くても、例えば、2年だったら3期までとか、そういう内規みたいな形をつくっていただくことがいいのかななどと思います。

ですので、この陳情については、中身を知れば、なるほどなという思いもあるのですが、今回は不採択という形にさせていただきたいと思います。

○こしば委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第15号、法令を順守した行政手続きを区長に求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こしば委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

(1) 所管質問について

○こしば委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、総務委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思ひます。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

いらっしゃらないようですので、以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

(2) その他

○こしば委員長

次に、その他を行います。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後4時57分閉会